

電気通信事業分野における市場検証(平成28年度) 年次レポート 【概要】

平成29年9月7日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課

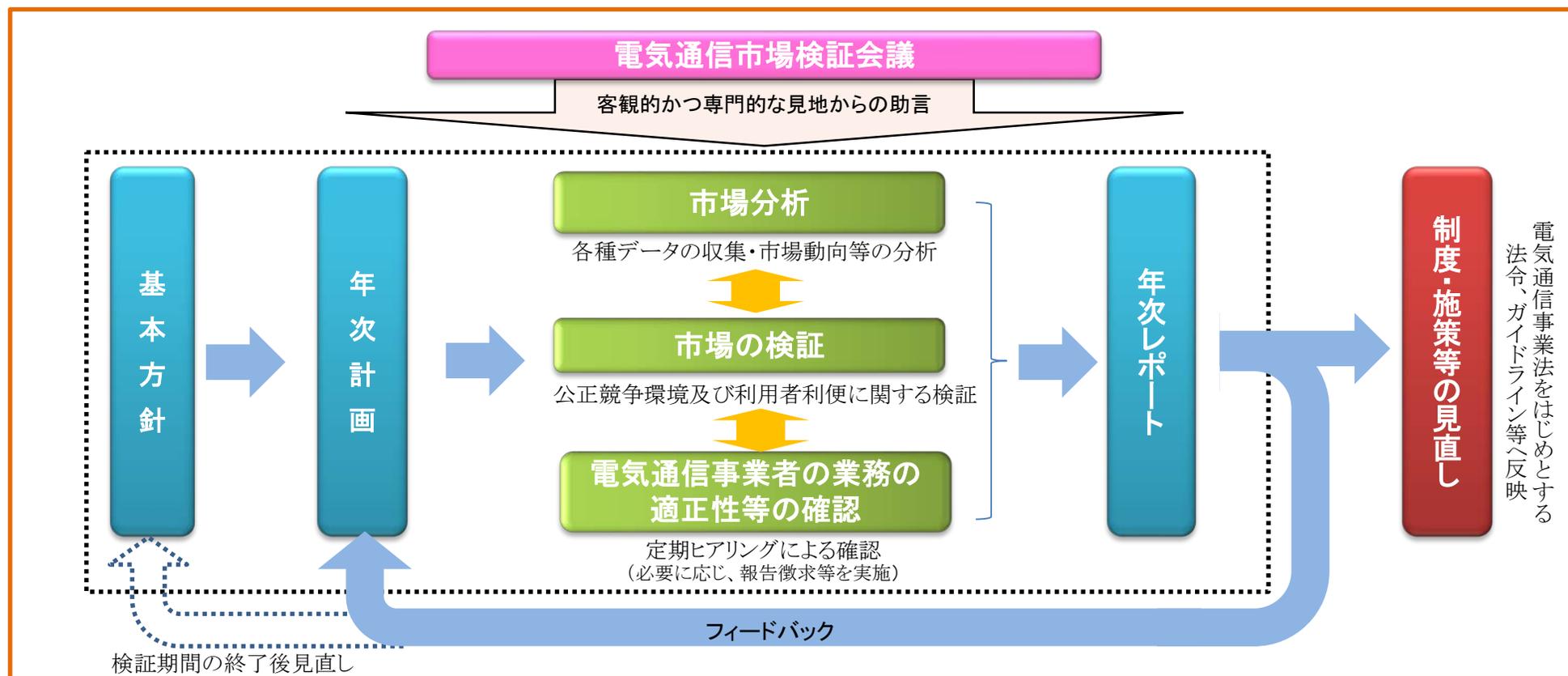
- 市場動向の分析・検証及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認を一体的に行う市場検証を実施。
- 平成28年夏から平成31年夏までの3年間を検証期間とし、3年目に改正電気通信事業法の施行状況を総合的に検証。
- 改正電気通信事業法を踏まえ、検証期間における重点事項について、次の4つの事項を基本とする。

- ① 固定通信・移動通信における卸及び接続
- ② 移動通信における禁止行為規制の緩和の影響
- ③ グループ化の動向
- ④ 消費者保護ルールに関する取組状況※

- ①を1年目(平成28年度)の重点事項、②・③は2年目(平成29年度)以降の重点事項とすることを基本とする。
- ④は1年目から継続して重点事項とする。

※「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」において分析・検証を実施。

電気通信事業分野における市場検証プロセス



目的

電気通信事業分野における市場動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議(総合通信基盤局長の会合)を開催。

主な検討事項

- (1) 電気通信事業分野における市場検証に関する「基本方針」・「年次計画」について
- (2) 電気通信事業分野における市場動向の分析について
- (3) 電気通信事業分野における公正競争及び利用者利便の確保に関する検証について
- (4) 電気通信事業分野における市場の最新動向及び分析・検証手法等に関する研究について
- (5) (1)に基づく分析・検証の結果等を取りまとめた「年次レポート」について

構成員

構成員名	所 属
青木 淳一	慶應義塾大学法学部准教授
浅川 秀之	日本総合研究所通信メディア・ハイテク戦略クラスター長・上席主任研究員
池田 千鶴	神戸大学大学院法学研究科教授
大木 良子	法政大学経営学部准教授
大橋 弘(座長)	東京大学大学院経済学研究科教授
佐藤 英司	福島大学経済経営学類准教授
中尾 彰宏	東京大学大学院情報学環教授
西村 暢史	中央大学法学部准教授
林 秀弥(座長代理)	名古屋大学大学院法学研究科教授
森 亮二	弁護士

1. 電気通信市場の分析

小売市場

- ① 移動系通信市場 (部分市場: MNOサービス市場、MVNOサービス市場)
- ② 固定系ブロードバンド市場 (部分市場: 固定系超高速ブロードバンド市場、FTTH市場)
- ③ ISP市場
- ④ 固定電話市場
- ⑤ 050-IP電話市場
- ⑥ WANサービス市場

卸売市場

- ① 移動系通信市場
- ② FTTH市場

※ 移動系通信及びFTTH以外においても、卸電気通信役務の提供が行われている可能性があることに留意して分析。

移動系	小売市場		移動系通信(携帯電話、PHS、BWA)
			MNOサービス
			MVNOサービス
		卸売市場	移動系通信(携帯電話、PHS、BWA)
固定系	データ通信	小売市場	固定系ブロードバンド
			固定系超高速ブロードバンド (FTTH、通信速度下り30Mbps以上のCATV)
			FTTH
			ADSL
			CATV
			ナローバンド
			ISP
		卸売市場	FTTH
音声通信	小売市場	固定電話	
		中継電話	
		050-IP電話	
法人向けネットワーク			WANサービス
			専用サービス

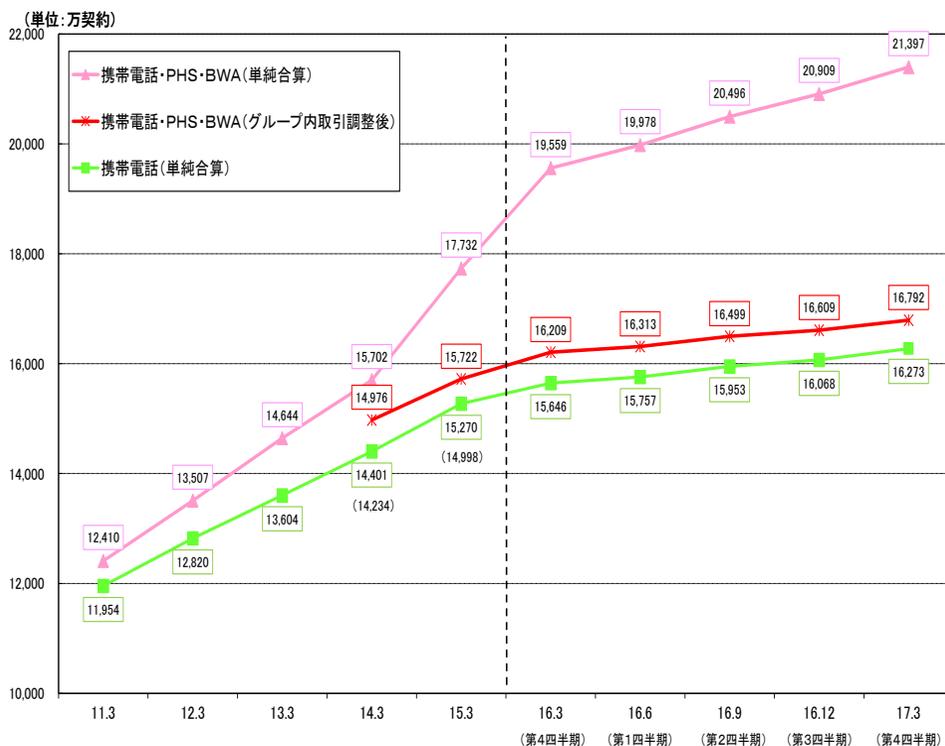
注: 表中、明朝部分は従前から分析の対象としないものを表す。

(1) 移動系通信

移動系通信の契約数・増減率

- 2016年度末時点における**移動系通信の契約数**は、**1億6,792万**（前期比+1.1%、前年度末比+3.6%：単純合算では2億1,397万）と増加している。また、**携帯電話の契約数**は、**1億6,273万**（前期比+1.3%、前年度末比+4.0%）と増加している。
- **MNO3グループにおける移動系通信の契約数の増減率**をみると、**NTTドコモ**は**2.8%**（前年度末比▲0.1ポイント）と**増加率がやや低下**、**KDDI**は**3.6%**（前年度末比▲0.4ポイント）と**増加率がほぼ横ばい**、**ソフトバンク**は**-1.7%**（前年度末比+2.3ポイント）と**減少率が低下**している一方、**MVNO**は**25.0%**（前年度末比▲7.6ポイント）と**高い水準を維持**している。

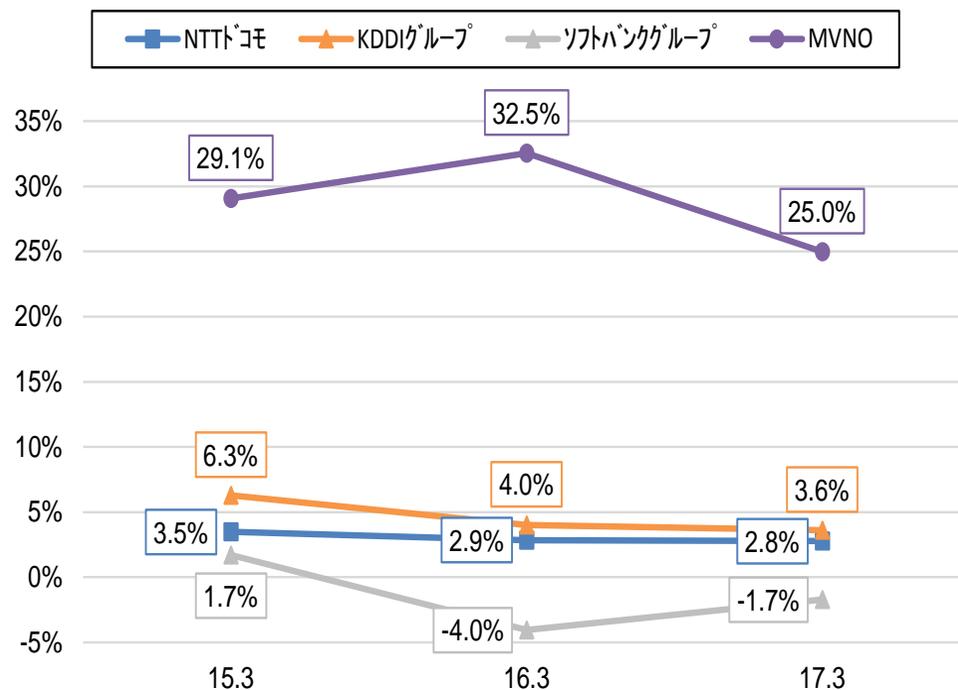
【移動系通信の契約数の推移】



注1: 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計や、図表内の数値から計算される増減率と表示されている増減率等については一致しない場合もある。以下同じ。
 注2: 2011年3月末までは一般社団法人電気通信事業者協会資料による。
 注3: 携帯電話及び移動系通信の契約数については、特段の記載がない限り、グループ内取引調整後の数値。
 注4: 2015年度第1四半期以降においては、携帯電話サービス同士の事業者間のグループ内取引がなくなり、携帯電話の契約数については単純合算とグループ内取引調整後の数値は同数となっている。

出所: (一社)電気通信事業者協会資料及び電気通信事業報告規則に基づく報告

【MNO3グループとMVNOの契約数の増減率の推移】

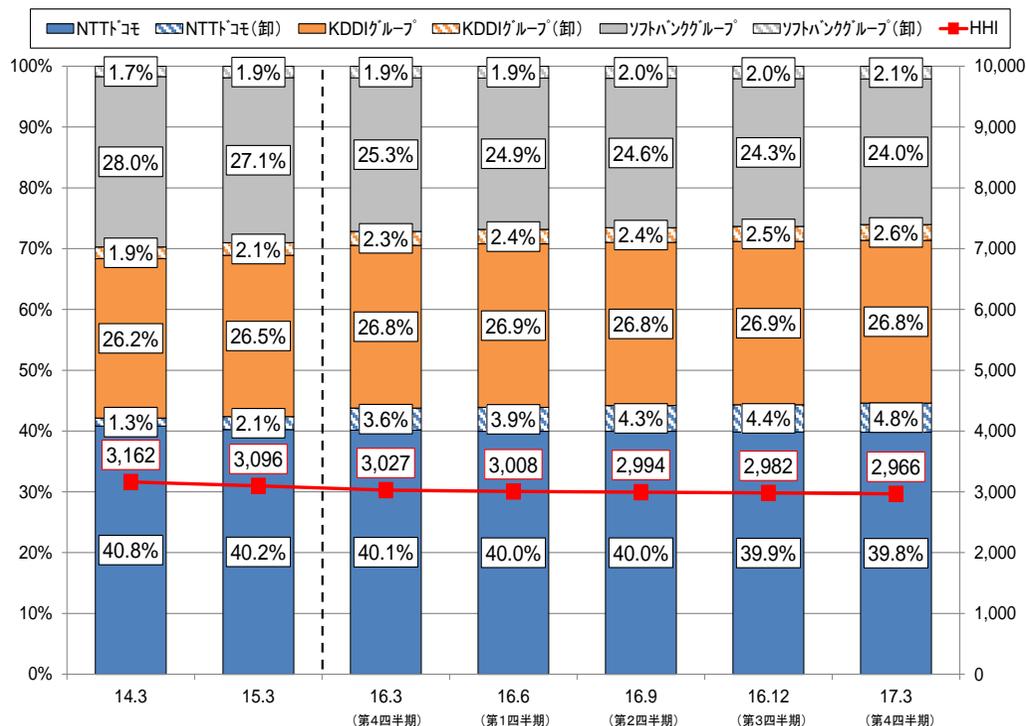


注: 対前年度末比の増加率を表している。

出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

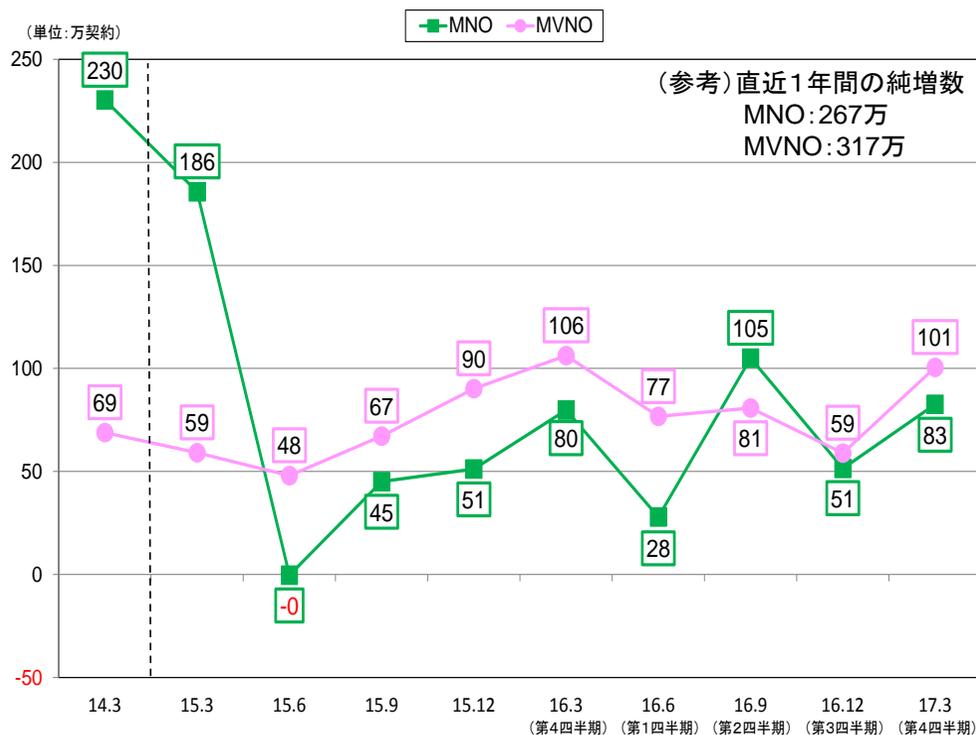
- **移動系通信市場の事業者別シェア** (MVNOへの提供に係る契約数を除いたMNO3グループとMVNOのシェア)をみると、NTTドコモが**39.8%**(前期比±0ポイント、前年度末比▲0.3ポイント)、**ソフトバンクグループ**が**24.0%**(前期比▲0.4ポイント、前年度末比▲1.3ポイント)とともに**減少傾向**、**KDDIグループ**が**26.8%**(前期比▲0.1ポイント、前年度末比±0ポイント)とほぼ**横ばい**となっている一方、**MVNO**は**9.4%**(前期比+0.5ポイント、前年度末比+1.6ポイント)と、**増加傾向**となっている。また、**HHI**は**2,966**(前期比▲17、前年度末比▲61)とMVNOのシェアの増加に伴って**減少傾向**となっている。
- 2015年6月末期以降(2016年9月末期を除く)における**MVNOサービスの純増数**は、**MNOの純増数を上回っている**。

【移動系通信市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移 (グループ別)】



注1: KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。以下同じ。
 注2: ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク、ワイモバイル(15.3まで)及びWireless City Planningが含まれる。
 注3: MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(卸)」と付記して示している。
 注4: HHIはMVNOのシェアを全て合算して算出している。

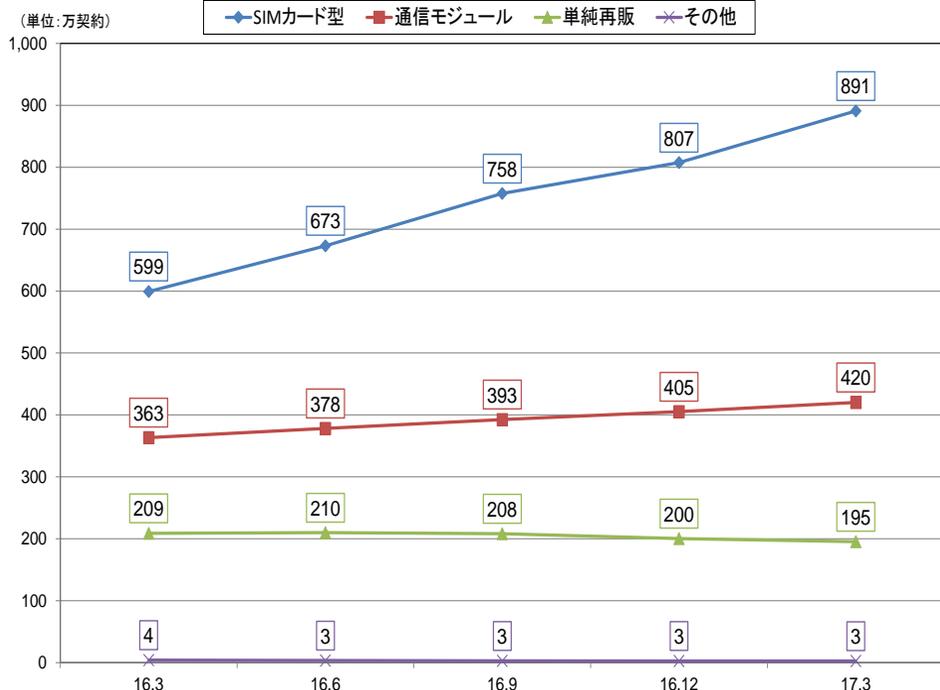
【移動系通信の契約数におけるMNO/MVNO別の純増減数の推移】



注: MNOからの報告を基に作成。

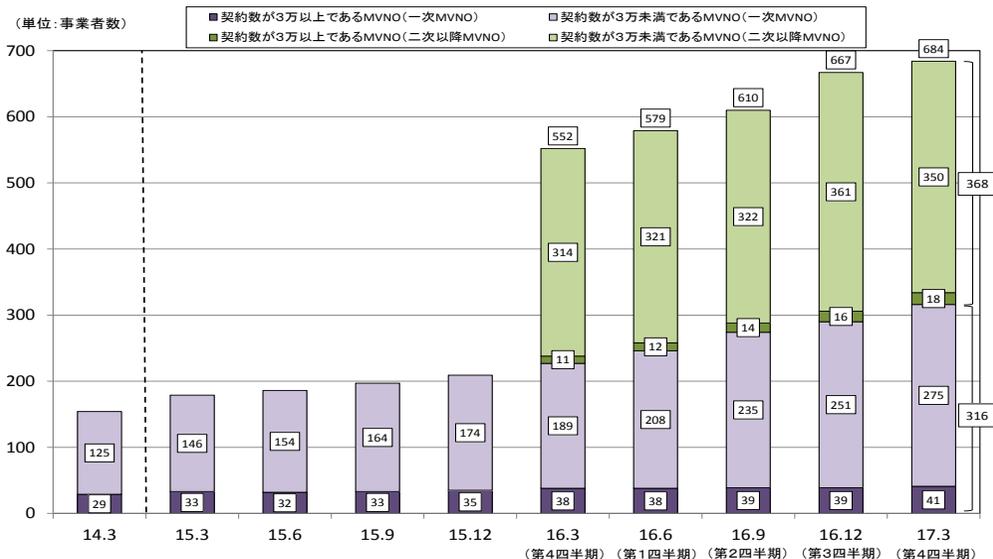
- 契約数が3万以上のMVNOのサービス区別契約数は、SIMカード型が891万(前期比+10.3%、前年度末比+48.6%)、通信モジュールが420万(前期比+3.7%、前年度末比+15.6%)とともに増加傾向。
- 一次MVNOサービスの事業者数は316者(前期比+26者、前年度末比+89者)、二次以降のMVNOサービスの事業者数は368者(前期比▲9者、前年度末比+43者)とともに前年度末と比べて大きく増加。
- 契約数が3万以上のMVNOのうち、SIMカード型を提供する事業者の数は41者(前期比+3者、前年度末比+12者)と増加している。

【MVNOサービスの区別契約数の推移】



注1: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
 注2: それぞれの区分については以下のとおり。
 ・SIMカード型: SIMカードを使用してMVNOサービスを提供している場合(SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。)で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・通信モジュール: 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・単純再販: MNOが提供するサービスと同内容のMVNOサービスを提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・その他: 「SIMカード型」「通信モジュール」「単純再販」のいずれにも属さないMVNOサービス。

【MVNOサービスの事業者数の推移】



注1: MNO及び提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
 注2: 二次以降のMVNOの事業者数には、二次以降のMVNOのみから回線の提供を受けている契約数3万未満のMVNOの事業者数は含まない。
 注3: 二次以降のMVNOサービスの事業者数については、2016年3月末より報告事項に追加されている。

【MVNOサービスの区別事業者数の推移】

区分	16.3	16.6	16.9	16.12	17.3
SIMカード型	29 (15)	29 (15)	33 (16)	38 (20)	41 (20)
通信モジュール	17 (12)	17 (12)	17 (12)	17 (12)	18 (12)
単純再販	17 (15)	17 (15)	19 (15)	18 (14)	19 (15)
その他	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)

注1: 契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
 注2: 複数のサービスを提供する事業者については、それぞれの区分毎に事業者数を計上している。
 注3: 括弧内はそれぞれの区分における一次MVNOの事業者数。

MNO(大手携帯電話事業者)のスマートフォン料金プラン

● 2017年3月末現在、MNO各社のスマートフォン料金プランは、**ほぼ横並び**の状況。

(税抜)

会社名 (ブランド名)	NTTドコモ		KDDI (au)		ソフトバンク		(ワイモバイル)
基本料/月	カケホーダイプラン (2年契約・自動更新) 2,700円 ※6 (割引適用時)	カケホーダイライトプラン※1 (2年契約・自動更新) 1,700円 ※6 (割引適用時) 2015.9.25提供開始	カケホプラン (2年契約・自動更新) 2,700円 (誰でも割適用時)	スーパーカケホプラン※1 (2年契約・自動更新) 1,700円 (誰でも割適用時) 2015.9.18提供開始	スマ放題プラン (2年契約・自動更新) 2,700円 (割引適用時)	スマ放題ライトプラン※1 (2年契約・自動更新) 1,700円 (割引適用時) 2015.9.25提供開始	スマホプランS/M/L (2年契約・自動更新) S(1GB):2,980円 M(3GB):3,980円 L(7GB):5,980円
	割引前料金:4,200円		割引前料金:4,200円		割引前料金:4,200円		割引前料金
	フリーコース ※2		誰でも割ライト ※2		フリープラン ※2		S(1GB):3,980円/月 M(3GB):4,980円/月 L(7GB):6,980円/月
	2,700円	1,700円	3,000円	2,000円	3,000円	2,000円	
	spモード 300円		LTE NET 300円		ウェブ使用料 300円		基本料に含む
データ通信料金/月	1GB	—	—	2,900円	2,900円	基本料に含む <参考> スマホプランS:2GB スマホプランM:6GB スマホプランL:14GB *いずれもデータ容量2倍(2年間) キャンペーン適用の場合 (2015.9.1以降)	
	2GB	3,500円	3,500円 (2017.1.30 提供開始)	3,500円	—		
	3GB	—	—	4,200円	—		
	5GB	5,000円 (6,500円 ※3 (2016.3.1から提供開始))	—	5,000円	5,000円		
	8GB	6,700円 ※4	—	6,700円 ※4	6,700円 ※4		
	10GB	9,500円 ※3	—	8,000円 ※4	9,500円 ※3 9,500円(データ定額パック10GB) ※4		
	13GB	—	—	9,800円 ※4	—		
	15GB	12,500円 ※3	—	—	12,500円 ※3 12,500円(データ定額パック15GB) ※4		
	20GB	16,900円 ※4 ▶ 6,000円 ※5	—	6,000円 ※5	16,900円 ※4 ▶ 6,000円 ※5		
	30GB	22,500円 ※4 ▶ 8,000円 ※5	—	8,000円 ※5	22,500円 ※4 ▶ 8,000円 ※5		
	50GB	16,000円 ※3 ※5	—	—	16,000円 ※3 ※5		
100GB	25,000円 ※3 ※5	—	—	25,000円 ※3 ※5			
合計	6,500円~11,000円	4,500円*~10,000円	6,500円~11,000円	4,900円~10,000円	5,900円~11,000円	4,900円~10,000円	2,980円~4,980円
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・14年6月提供開始(ライトプラン15年9月、シェアプラン16年3月に追加) ・14年10月から、未使用の容量を翌月に繰越可能(利用条件あり) ・上記以外に契約年数に応じた割引(最大▲2,500円/月)あり * 3人家族の場合の1人当たりの料金 		<ul style="list-style-type: none"> ・14年7月提供開始(スーパーカケホプランは15年9月、1GBプランは16年3月) ・データ通信量を家族に融通可能(利用条件あり) ・未使用の容量を翌月繰越可能(利用条件あり) 		<ul style="list-style-type: none"> ・14年7月提供開始(ライトプラン15年9月、1GBプラン16年4月) ・未使用の容量を翌月に繰越可能(利用条件あり) ・上記以外に2年契約の更新の都度、料金の割引(▲200円/月)等あり 		<ul style="list-style-type: none"> ・14年8月提供開始。

※1 5分以内の国内通話がかかけ放題。5分を超えた場合は20円/30秒。 ※2 24ヶ月経過後は、どの時期に契約解除しても契約解除料(通常9,500円:税別)が不要となるプラン。3社いずれも2016年6月1日から提供開始。
 ※3 家族間でデータ容量をシェア可能(各プランとの組み合わせ可) ※4 3社いずれも2016年9月から新規受付停止(ドコモ:2016年9月23日、KDDI:同年9月14日、ソフトバンク:同年9月12日)
 ※5 3社いずれも2016年9月から提供開始(ドコモ:2016年9月15日(50GB,100GBは9月23日から受付)、KDDI:同年9月15日、ソフトバンク:同年9月13日(プラン変更、50GB,100GBは9月29日から受付)
 ※6 家族でデータ通信量を分け合うプランの利用者を対象に、家族通話のみが無料となる月額980円の新たな音声プラン(シンプルプラン)を2017年5月24日から提供開始。

- 従前、携帯電話事業者(MNO)のスマートフォン料金プランは、基本料2,700円(国内通話かけ放題込み)と、データ通信料金は「2GBで3,500円」からの設定となっていた。
- その後、携帯電話事業者各社は、「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」の取りまとめを踏まえた2015年12月「総務大臣の要請」等を受けて、
 - ・2016年4月以降、一部事業者が**ライトユーザ向け**に、データ通信料「1GBで4,900円」プランを導入し、**最大1,600円低廉化**。
 - ・2016年9月以降、**長期利用者向け割引**の導入により**最大1,000円低廉化**。
 - ・2016年9月以降、各事業者が**ヘビーユーザ向けプラン**を導入し、データ通信料の値下げ等により、**最大14,500円低廉化**。

MNO(大手携帯電話事業者)のスマホ料金低廉化(例)

(税抜)

ライトユーザ向けプラン

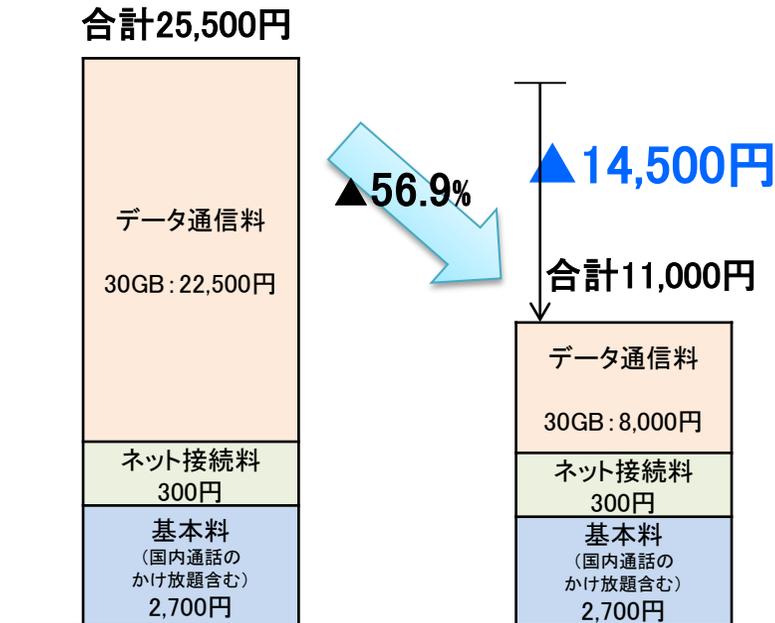
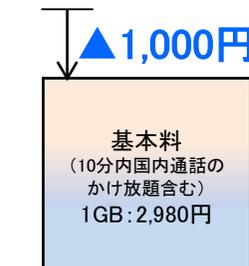
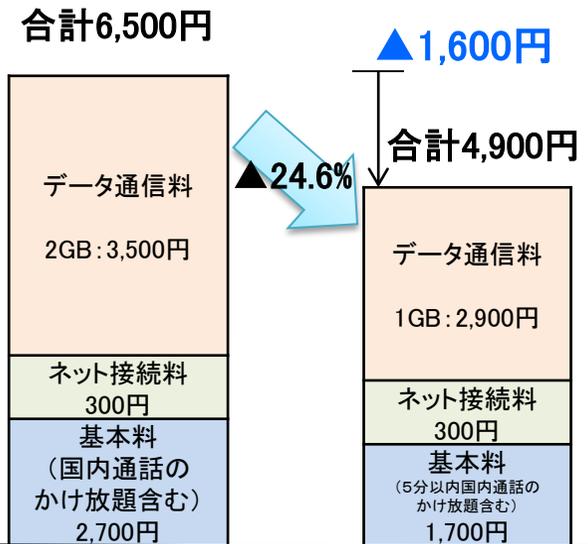
【KDDI, ソフトバンク】

長期利用者向け割引

【ソフトバンク(ワイモバイル)】

ヘビーユーザ向けプラン

【ドコモ, ソフトバンク】



提供時期

2014年夏～

2016年4月～

2016年9月～

2016年9月～

※ 契約当初2年間の1,000円割引を3年目以降の利用者にも拡大

出所: 各社ウェブサイトを基に作成

主要MVNOの料金プラン例(音声サービス付データ通信)

- データ通信は、従来プランに加えて、2016年10月以降、大容量プラン(20GB以上を目安)の順次導入により、選択肢が拡大。
- 音声通話は、2015年1月から定額制プラン開始。2016年以降、各MVNOで定額制プランの導入・拡大により、多様化が進行。

(月額・税抜。2017年5月1日時点。なおキャンペーン等によるデータ通信の増量や料金割引は未記載。)

会社名 (ブランド名)	IIJ (IIJ mio)	NTTコミュニケーションズ (OCNモバイルone)	ケイ・オプティコム (mineo)		ソネット (nuroモバイル)	DMM (DMMモバイル)	ニフティ (NifMo)	日本通信(b-mobile)		ビッグロブ (BIGLOBE SIM)	U-NEXT(U-mobile)		楽天 (楽天モバイル)	
データ通信・音声サービス料金	1GB	-	-	1,500円	1,410円	-	1,260円	1,340円(1.1GB)	-	1,300円	1,400円	1,480円	2,980円	-
	2GB	-	-	-	-	1,400円	1,380円	-	-	1,550円	-	-	-	-
	3GB	1,600円	1,800円	1,600円	1,510円	1,600円	1,500円	1,600円	-	1,800円	1,600円	1,580円	3,980円	1,600円(3.1GB)
	4GB	-	-	-	-	1,800円	-	-	-	2,050円	-	-	-	-
	5GB	-	-	-	-	2,000円	1,910円	-	-	2,300円	-	1,980円	-	-
	6GB	2,220円	2,150円	2,280円	2,190円	2,200円	-	-	-	-	2,150円	-	-	2,150円
	7GB	-	-	-	-	2,400円	2,560円	2,300円	-	-	-	-	5,980円 ※5	-
	8GB	-	-	-	-	2,600円	2,680円	-	-	-	-	-	-	-
	9GB	-	-	-	-	2,800円	-	-	-	-	-	-	-	-
	10GB	3,260円	3,000円	3,220円	3,130円	3,000円	2,890円	-	-	-	-	-	-	2,960円
	12GB	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,400円	-	-	-
	13GB	-	-	-	-	-	-	-	3,500円	-	-	-	-	-
	15GB	-	-	-	-	-	-	3,980円	-	-	-	-	-	-
	20GB	-	4,850円	4,680円	4,590円	-	4,680円	-	-	-	5,200円	-	-	4,750円
	25GB	-	-	-	-	-	-	-	-	3,180円	-	-	2,880円	-
30GB	-	6,750円	6,600円	6,510円	-	-	-	-	-	7,450円	-	-	6,150円	
参考 (他プラン)	-	音声対応 110MB/日 1,600円 170MB/日 2,080円	500MB /1,400円	500MB /1,310円	5時間/日 3,200円	音声限定 (データ通信不可) /1,140円	-	音声限定(データ通信不可) /1,290円(無料通話 32.5分) /2,290円(同上 75分) /3,710円(同上 178.5分)	-	-	LTE使い放題 無制限/2,980円 無制限/2,730円	-	音声限定 (データ通信不可) /1,250円	
音声通話料	20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒		20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒	20円/30秒	(10分超過以降) 20円/30秒	20円/30秒	
オプション 音声通話 定額(例)	3分以内/600円 10分以内/830円	10分以内 /850円	累積30分/月 840円 累積60分/月 1,680円 5分以内/850円	5分以内 /800円	5分以内 /850円	国内通話放題 /1,300円	3分以内 (1日50回まで) /500円	3分以内/650円 累積60分/月 650円	3分以内 (1日50回まで) /500円 累積60分/月 800円	10分以内 (月300回) /料金は 上記額を含む	5分以内/850円 国内通話放題 /2,380円 (2017.4.24 開始)	-	-	
導入時期	2016.8.3 開始	2016.8.1 開始	2017.3.1 開始		2017.2.1 開始	2017.2.23 開始	2015.10.29 開始	2016.10.6 開始	2016.10.23 開始	2016.5.9 開始	2016.7.4 開始	2016.1.1 開始		
合計	2,200円	2,650円	2,250円(Aプラン)		2,200円	2,110円	2,640円	3,680円	1,800円	2,050円	1,980円	2,980円	2,450円	

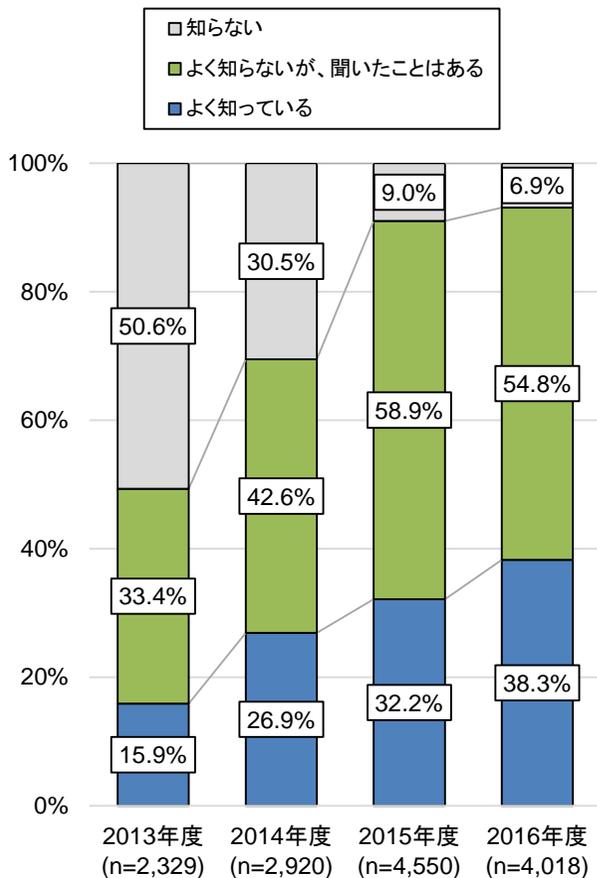
※1: 音声通話料金は別途必要 ※2: 音声通話(定額制・かけ放題プラン)の通話方式:(★)キャリア回線、(■)音声通話(プレフィックス)、(▲)IP電話

※3: 音声通話サービス付データ通信の最安プラン+オプション「音声通話定額」の最安プランを合算 ※4: 加えて家族間通話が各々10分以内、30分以内は無料 ※5: 新規受付終了

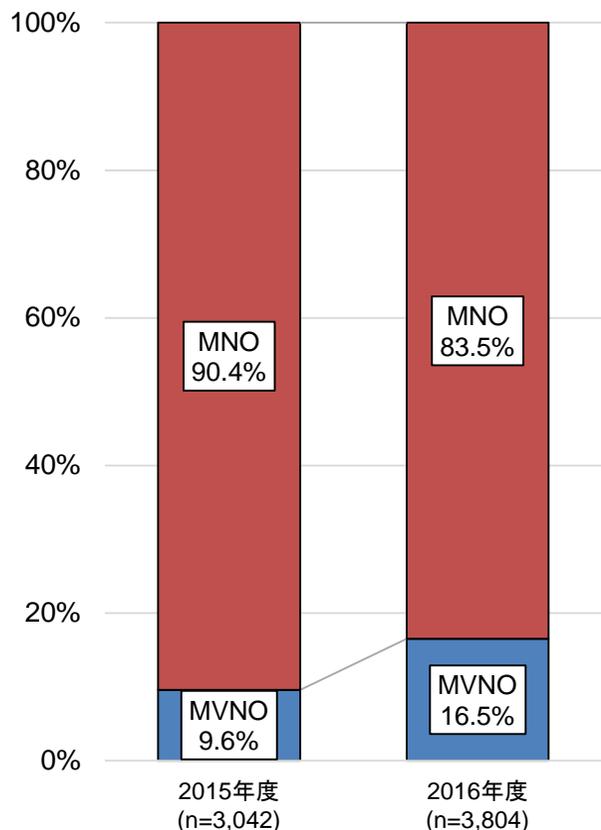
出所: 各社ウェブサイトを基に作成

- MVNOサービスの認知度は年々高まっており、2016年度は「よく知っている」が**38.3%**(前年度比+6.1ポイント)。
- また、MVNOサービスの利用率についても**16.5%**(前年度比+6.9ポイント)に**増加**。
- MVNOサービスの利用意向については、「利用したい」とする者が**69.6%**(前年度比+10.5ポイント)に**増加**。

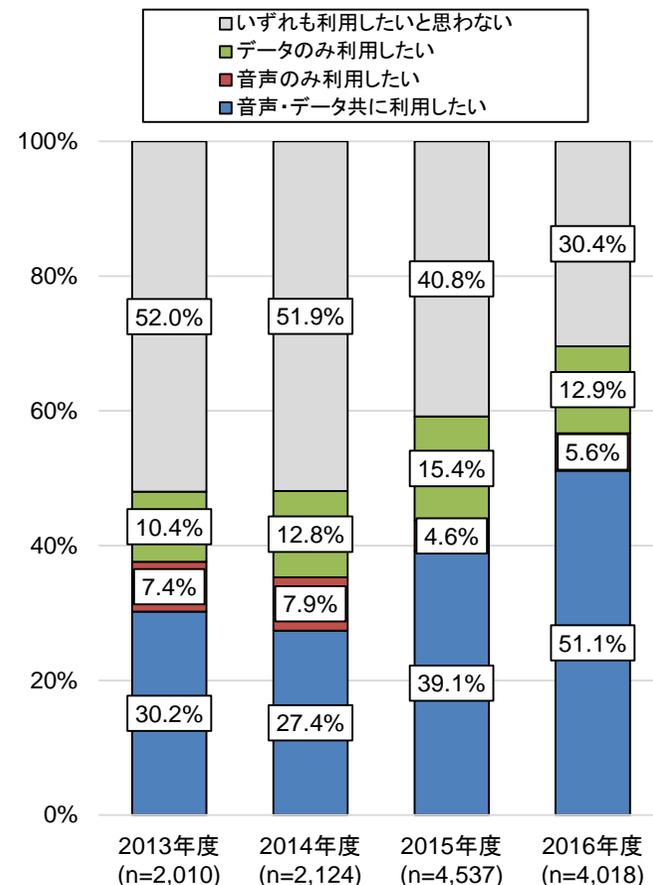
【MVNOサービスの認知度】



【MVNOサービスの利用率の推移】



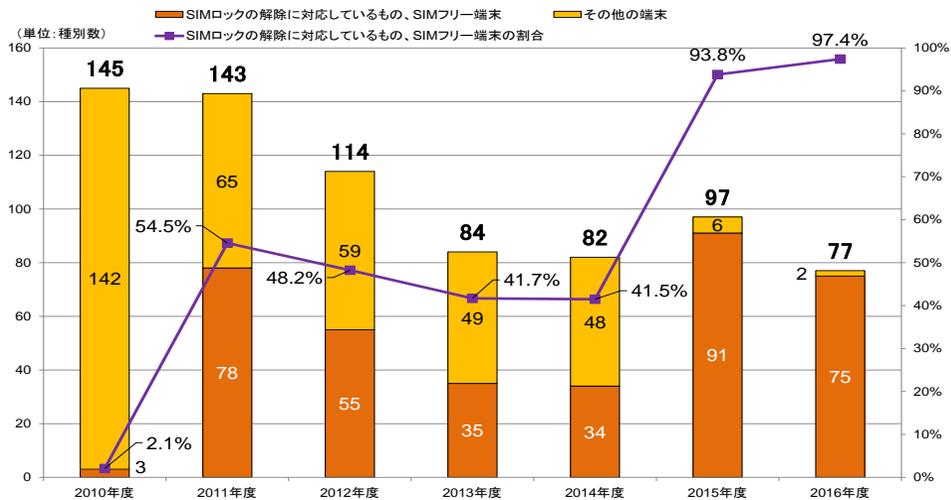
【MVNOサービスの今後の利用意向】



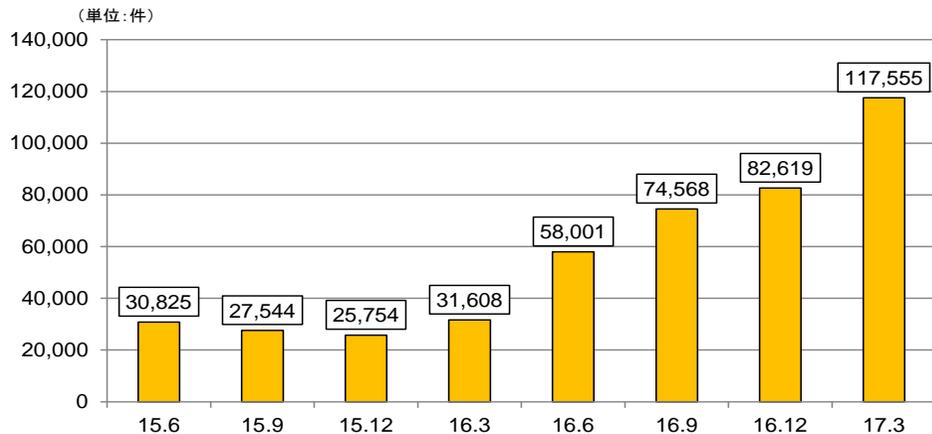
SIMロック解除の状況等

- 2016年度において発売された端末の種別数77のほぼ全て(97.4%)がSIMロック解除可能な端末及びSIMフリー端末となっている。
- SIMロック解除の利用件数は2016年度第1四半期以降大きく増加。
- SIMロック解除の利用意向は、「既に活用した」「今後活用してみたい」の合計が54.7%(前年度比+2.8ポイント)と増加している。

【SIMフリー・SIMロック解除端末の状況】

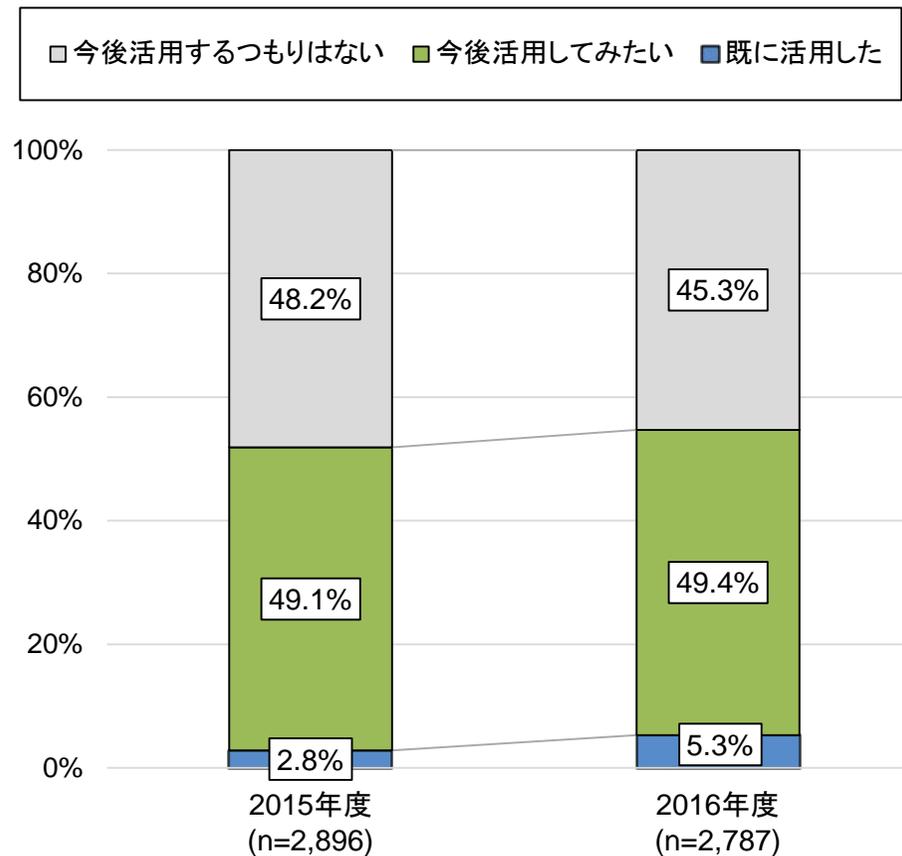


【SIMフリー・SIMロック解除端末の状況】



出所: 電気通信事業報告規則に基づく報告

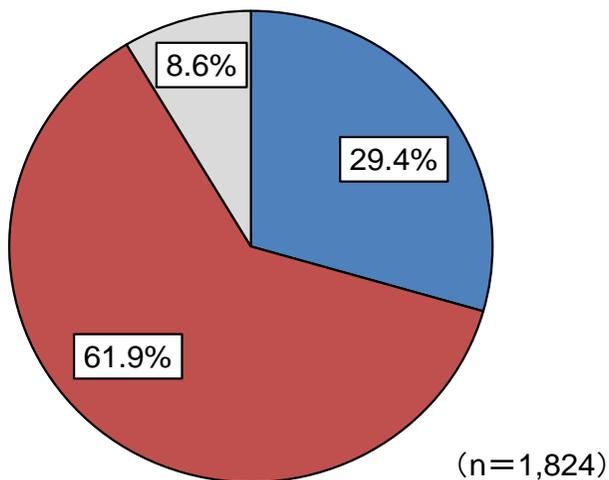
【SIMロック解除の利用意向】



出所: 2015、2016年度利用者アンケート

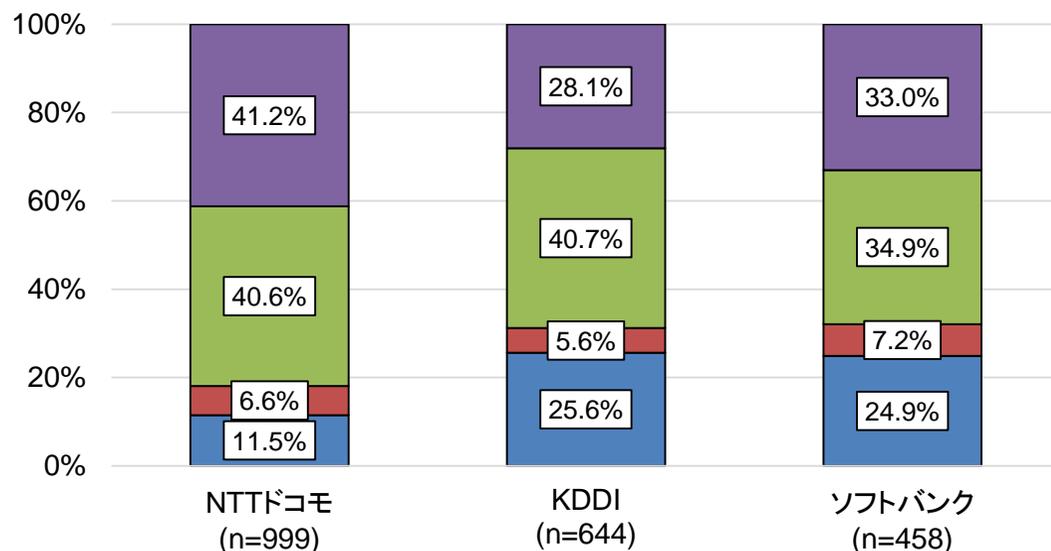
- MNOのスマートフォン利用者のうち、音声のライトユーザー向けプランを利用している者の割合は29.4%。
- MNO利用者のうち、2016年6月から新たに提供を開始した「25ヶ月目以降はいつでも違約金なく解約できるプラン」を契約している者の割合は、NTTドコモが11.5%、KDDIが25.6%、ソフトバンクが24.9%。

【MNOスマートフォン利用者における音声ライトユーザー向けプランの選択状況】



■ ライトプラン ■ その他プラン □ わからない

【期間拘束契約の状況(MNO別)】



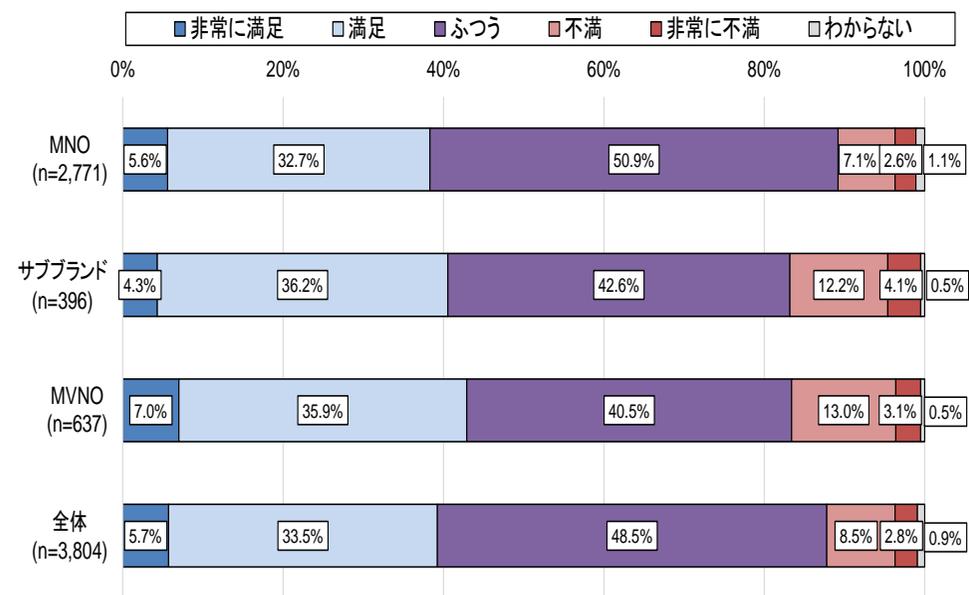
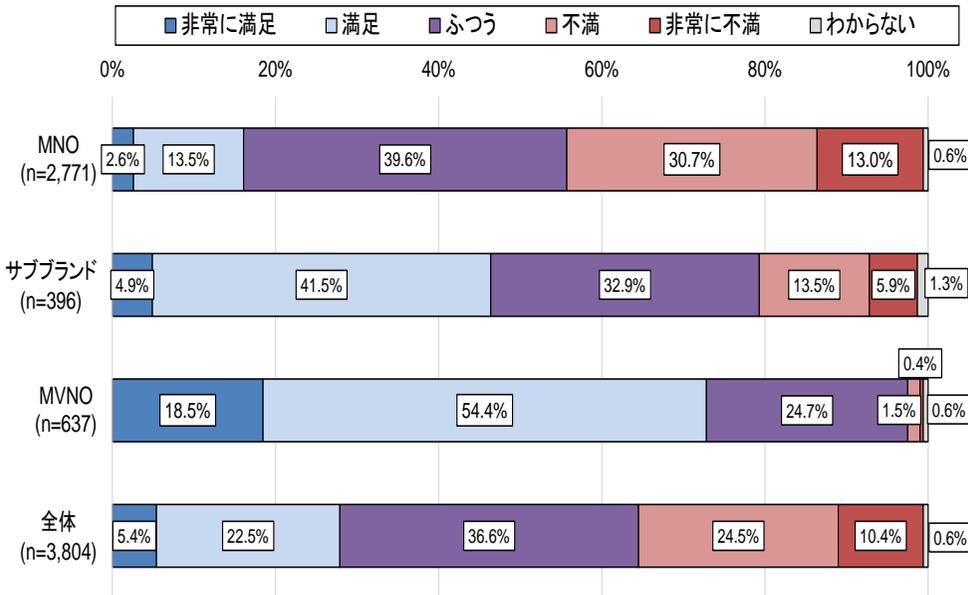
■ 25ヶ月目以降はいつでも違約金なく解約できるプラン(※) ■ 拘束期間がなく、いつでも違約金なく解約できるプラン
 ■ 更新月以外は違約金がかかる従来の「2年縛り契約」 ■ 自分が契約している期間拘束に係るプランが分からない

※:NTTドコモが提供するプラン(「フリーコース」)は期間拘束の更新月に選択可能。KDDIが提供するプラン(「誰でも割ライト」)及びソフトバンクが提供するプラン(「二年契約(フリープラン)」)は、期間拘束の更新月及び新規契約時に選択可能。

- 移動系通信サービスの料金に対する満足度についてみると、MNOでは「不満」「非常に不満」の合計(43.7%)が「非常に満足」「満足」の合計(16.1%)を大幅に上回っている一方、MVNOでは「非常に満足」「満足」の合計が72.9%と高い。
- 移動系通信サービスの通信速度・品質に対する満足度についてみると、各事業者類型間で顕著な傾向の差は見られないが、サブブランド(UQコミュニケーションズ及びソフトバンク[ワイモバイル])及びMVNOでは「不満」「非常に不満」の合計(サブブランド:16.3%、MVNO:16.1%)がMNO(9.7%)よりも若干高い。

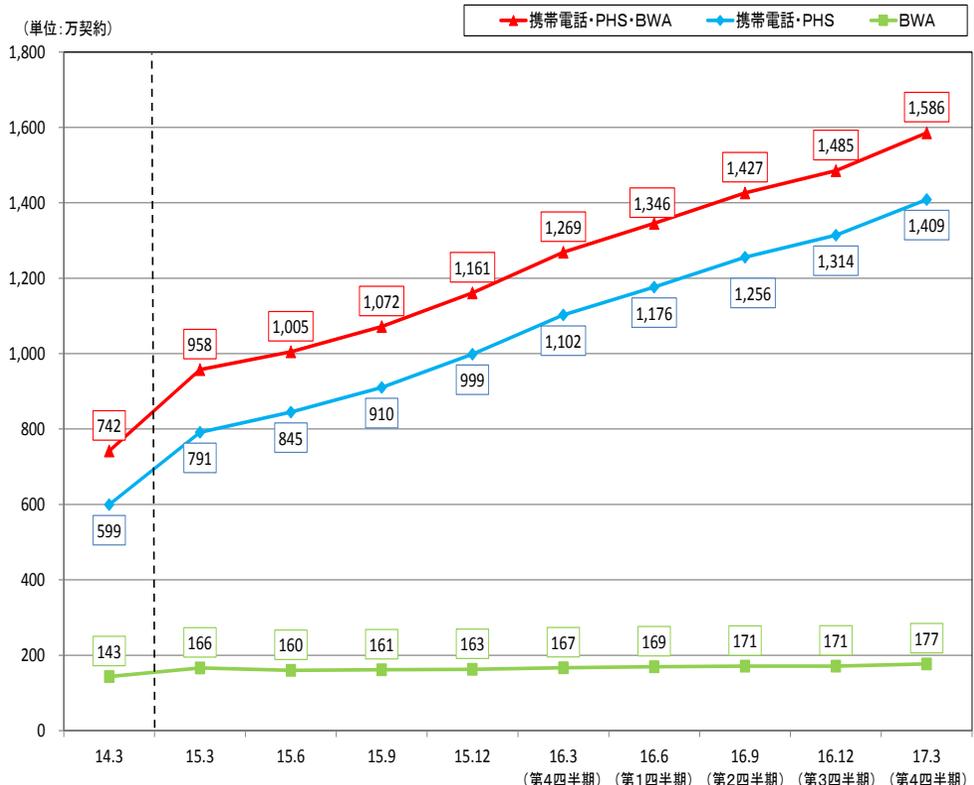
【移動系通信サービスの料金に対する満足度】

【移動系通信サービスの通信速度・品質に対する満足度】



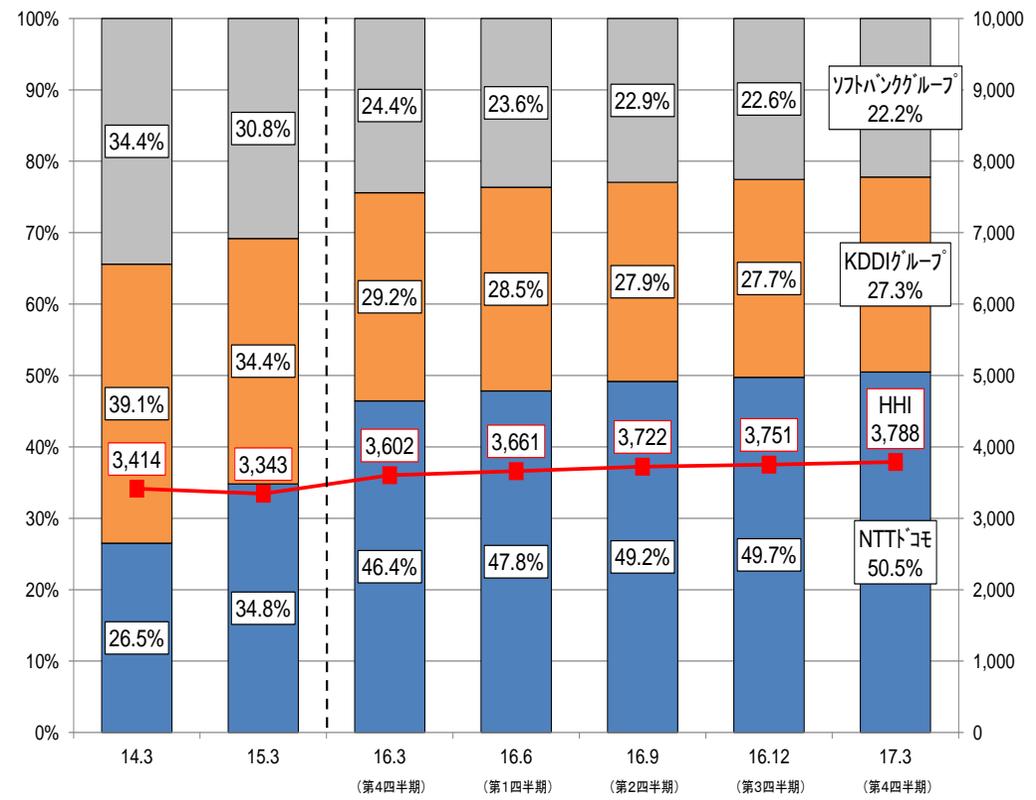
- **MNOの卸契約数は1,586万**(前期比+6.8%、前年度末比+25.0%)、再卸事業者の**再卸契約数は556万**(前期比+6.9%、前年度末比+47.3%)とともに**増加傾向**。
- **MNOの卸契約数における事業者別シェアは、NTTドコモが増加傾向、KDDIグループ及びソフトバンクグループが減少傾向**。
- **NTTドコモのシェアの増加に伴い、HHIは3,788**(前期比+38、前年度末比+186)と**増加傾向**。

【MVNO(MNOであるMVNOを除く)サービスの契約数の推移】



注: MNOからの報告を基に作成。

【MNOの卸契約数における事業者別シェア及び市場集中度の推移(グループ別)】

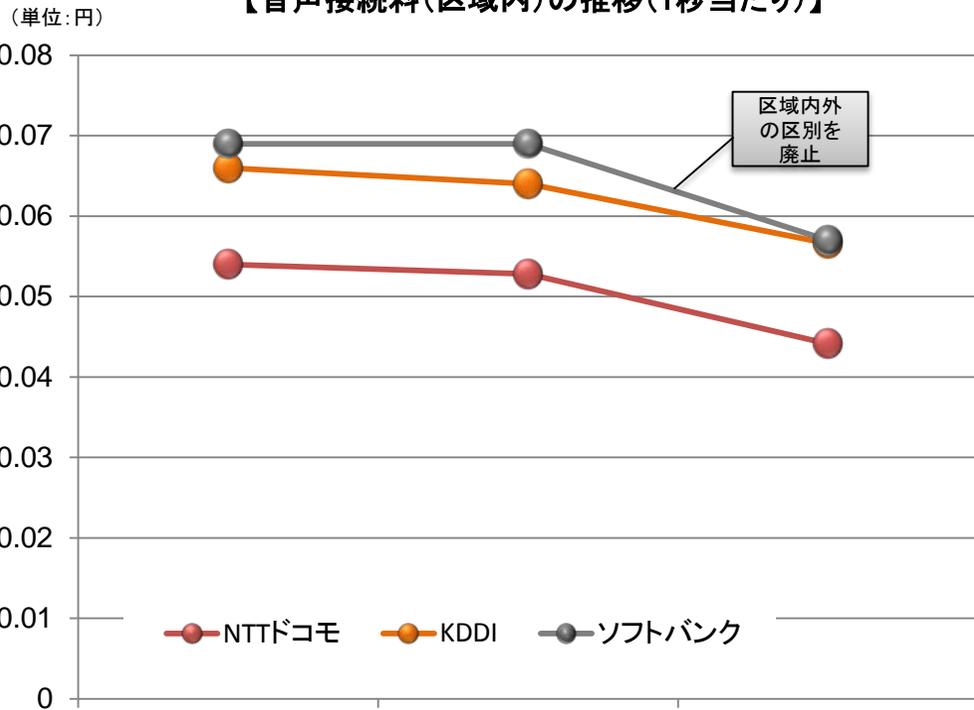


注1: MNOからの報告を基に作成。
 注2: KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 注3: ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク、ワイモバイル(15.3まで)及びWireless City Planningが含まれる。

モバイル接続料の推移

- 2015年度算定期間の接続料は、対前年度比で、音声は約12~17%減、データは約11~18%減となった。
- 算定方法を適正化するための省令改正(2017年2月)により、2015年度算定期間の接続料は、従来の算定方法に比べ低廉化。

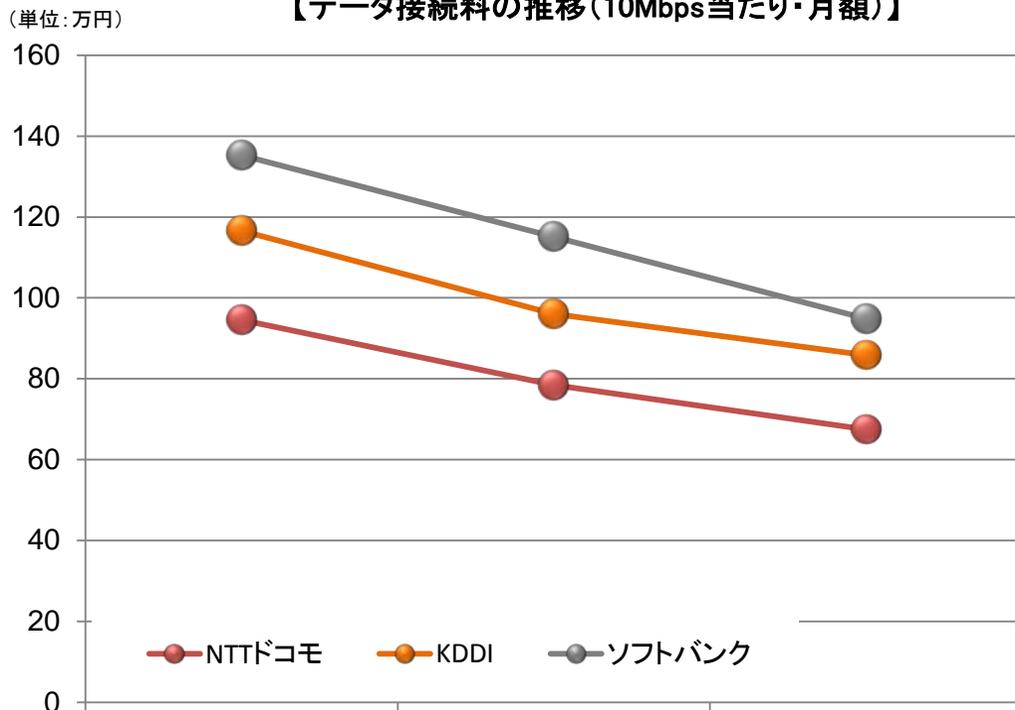
【音声接続料(区域内)の推移(1秒当たり)】



実績年度	2013	2014※1	2015※2
NTTドコモ	0.054 (▲5%)	0.052808 (▲2%)	0.044138 (▲16.4%)
KDDI	0.066 (▲7%)	0.064 (▲3%)	0.056614 (▲11.5%)
SB	0.069 (▲5%)	0.069 (±0)	0.056977 (▲17.4%)※3

(単位:円)

【データ接続料の推移(10Mbps当たり・月額)】



実績年度	2013	2014※1	2015※2
NTTドコモ	945,059 (▲23%)	784,887 (▲17%)	674,818 (▲14.0%)
KDDI	1,166,191 (▲58%)	960,541 (▲18%)	858,335 (▲10.6%)
SB	1,352,562 (▲62%)	1,151,355 (▲15%)	948,803 (▲17.6%)※3

(単位:円)

注:各算定期間の接続料は、概ね各算定期間の翌年度末に届出がなされ、原則、各算定期間の翌年度期首以降の接続協定に関して遡及精算される。ただし、2013年度以降の算定期間のデータ接続料は各実績年度の翌年度ではなく、当該年度の期首以降の接続協定に関して遡及精算される。従って、2014年度の接続協定は、最終的に、2013年度実績に基づく音声接続料及び2014年度実績に基づくデータ接続料で精算される。

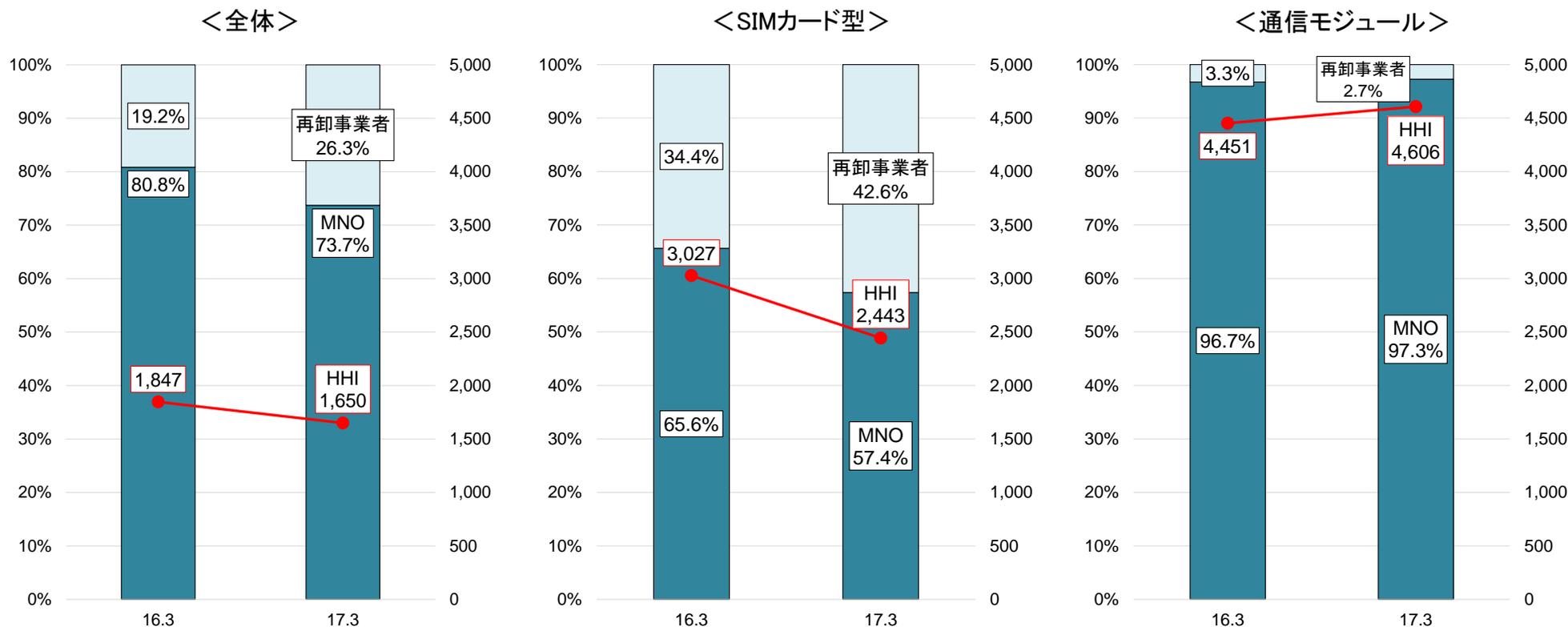
※1 2014年度の接続料は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。

※2 2017年2月に施行された第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令に基づき、利潤の算定方法が変更された。

※3 2015年4月1日にワイモバイルがソフトバンクに吸収されたため、2015年実績値にはワイモバイルの値も含まれている。また、音声接続料について、2015年度算定期間からソフトバンクは区域内外の区別を廃止した。変化率は前年度の区域内接続料との比較。

- 最終利用者に提供するMVNO(契約数が3万以上のMVNO)に対する卸契約数における卸元事業者別シェアは、再卸事業者の合計が**26.3%**(前期比+2.1ポイント、前年度末比+7.1ポイント)と**増加傾向**。これに伴い、HHIは**1,650**(前期比▲59、前年度末比▲197)と**減少傾向**。
- SIMカード型における卸元事業者別シェアについてみると、再卸事業者のシェアの合計が**42.6%**(前期比+2.4ポイント、前年度末比+8.3ポイント)と**増加傾向**。HHIは**2,443**(前期比▲176、前年度末比▲584)と**減少傾向**。
- これに対し、通信モジュールの卸契約数における再卸事業者のシェアは**2.7%**(前期比±0ポイント、前年度末比▲0.5ポイント)。

【最終利用者に提供するMVNOの卸元事業者別シェア及び市場集中度の推移】



(参考) 主な再卸事業者

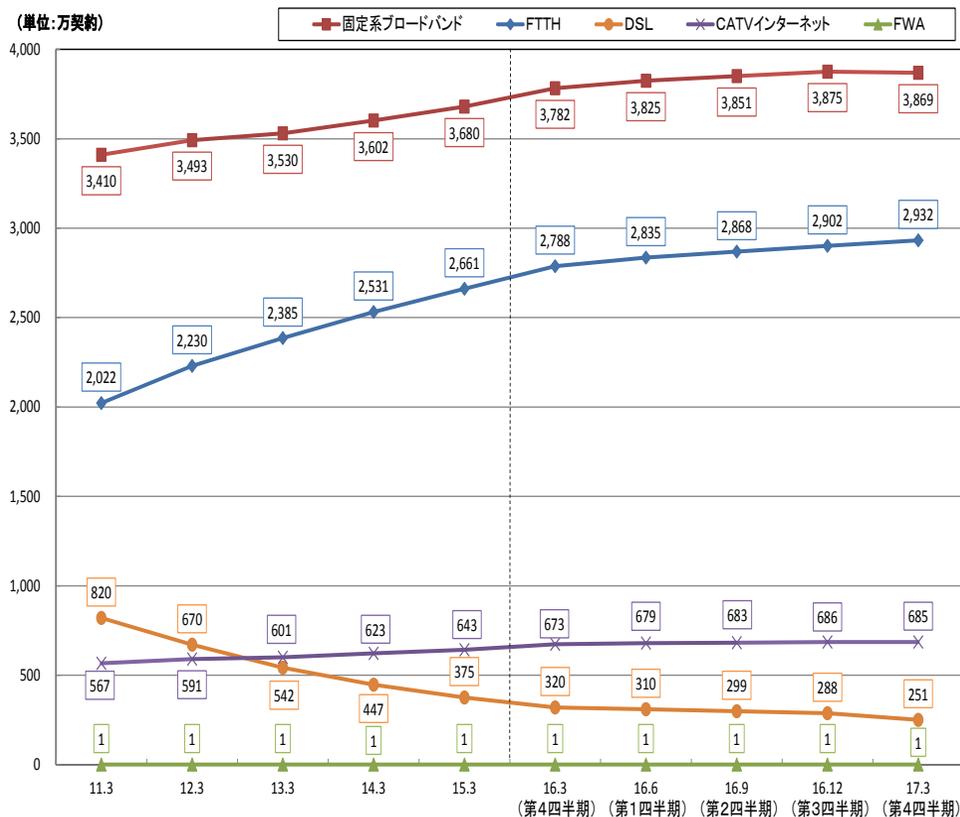
株式会社インターネットイニシアティブ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ネットワークコンサルティング、フリービット株式会社、丸紅無線通信株式会社、楽天コミュニケーションズ株式会社

注1: 契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
注2: MNOのグループ内取引による契約数の重複を排除している。

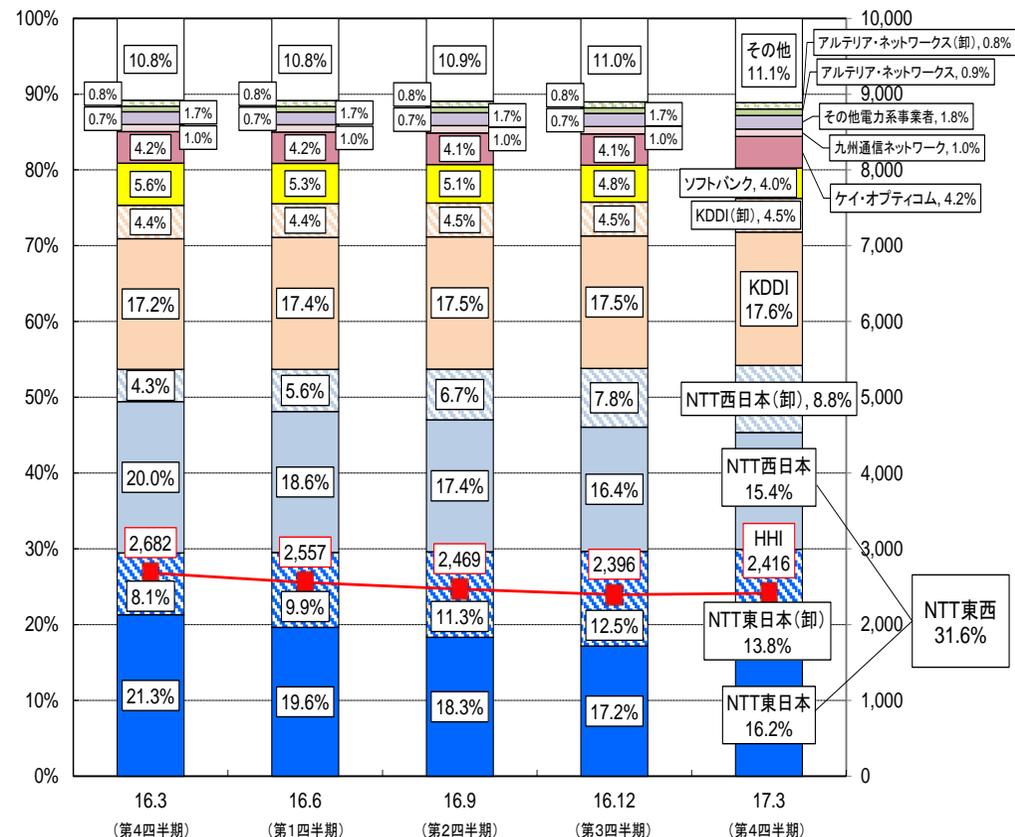
(2) 固定系データ通信

- 固定系ブロードバンド市場の契約数は**3,869万**(前期比▲0.2%、前年度末比+2.3%)と増加傾向であり、当該契約数の**増加率は、近年上昇傾向**。
- 事業者別シェアは、**NTT東西が31.6%***(前期比▲1.9ポイント、前年度末比▲9.7ポイント)、**KDDIが17.6%**(前期比+0.1ポイント、前年度末比+0.4ポイント)、**ソフトバンクが4.0%**(前期比▲0.8ポイント、前年度末比▲1.5ポイント)。**HHIは2,416**(前期比+19、前年度末比▲266)と**減少傾向**。

【固定系ブロードバンドサービスの契約数の推移】



【固定系ブロードバンド市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移】



注1: 固定系ブロードバンド契約数の事業者別シェアはFTTH、DSL及びCATVインターネットを対象としており、FWAを含んでいない。以下同じ。

注2: KDDIのシェアには、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTNet及びJ:COMグループが含まれる。以下、特段の記載がない限り同じ。

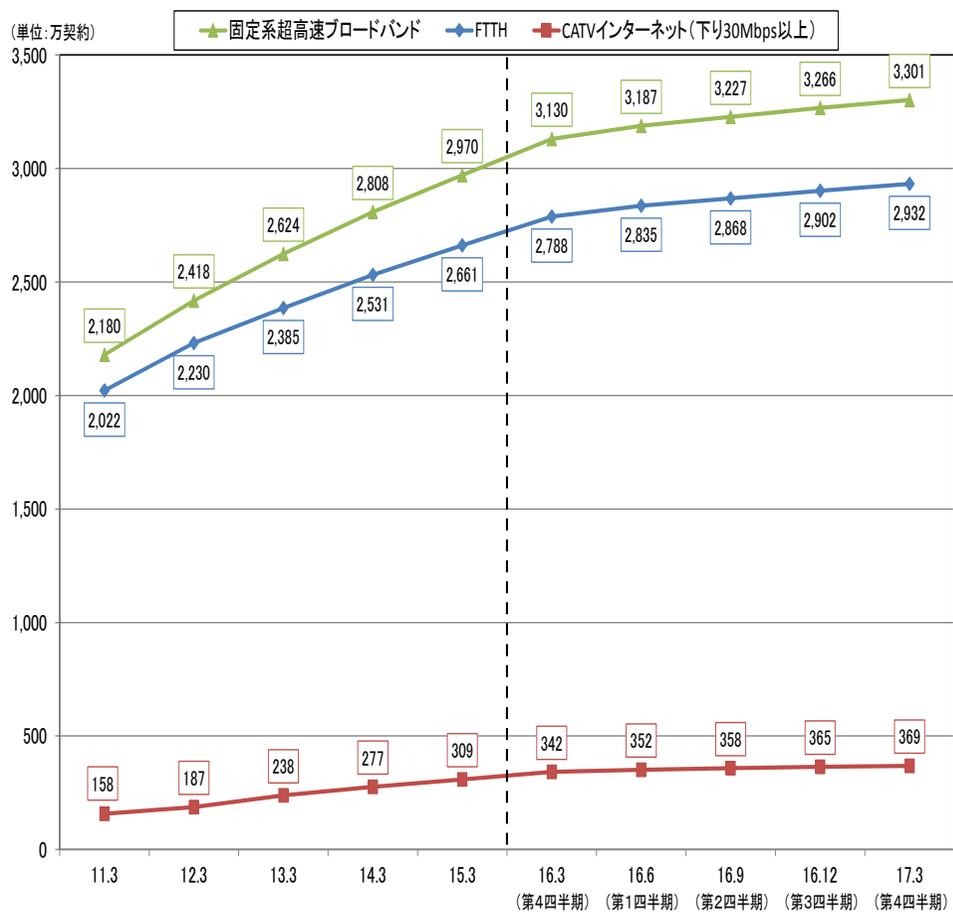
注3: その他電力系事業者のシェアには、北陸通信ネットワーク、STNet、エネルギー・コミュニケーションズ及びファミリーネット・ジャパンが含まれる。以下同じ。

注4: 卸電気通信役務を利用してFTTHアクセスサービスを提供する事業者のシェアを、当該卸電気通信役務を提供する事業者(その他に含まれる事業者は除く。)ごとに合算し、当該事業者名の後に「(卸)」と付記して示している。

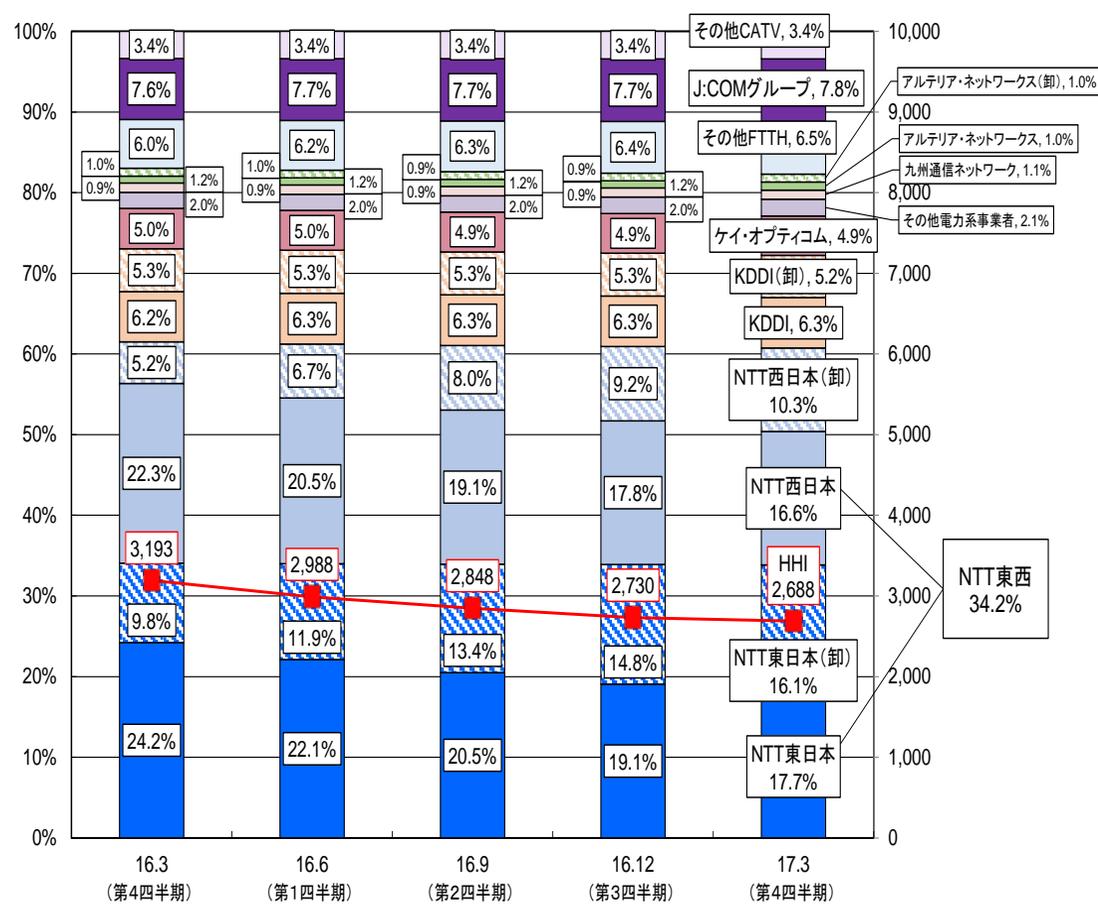
また、地域ブロック別のHHIは、当該合算シェアを基に算出している。以下同じ。

- 固定系超高速ブロードバンド※市場の契約数は**3,301万**（前期比+1.1%、前年度末比+5.5%）、このうち、**CATVインターネット（通信速度下り30Mbps以上）も369万**（前期比+1.2%、前年度末比+7.9%）とともに**増加傾向**。
※ FTTH及び通信速度下り30Mbps以上のCATVインターネットの合計。
- 事業者別シェアは、**NTT東西が34.2%**（前期比▲2.6ポイント、前年度末比▲12.3ポイント）、**J:COMグループが7.8%**（前期比±0ポイント、前年度末比+0.2ポイント）、**KDDIが6.3%**（前期比、前年度末比ともに±0ポイント）。**HHIは2,688**（前期比▲42、前年度末比▲504）と**減少傾向**。

【固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数の推移】



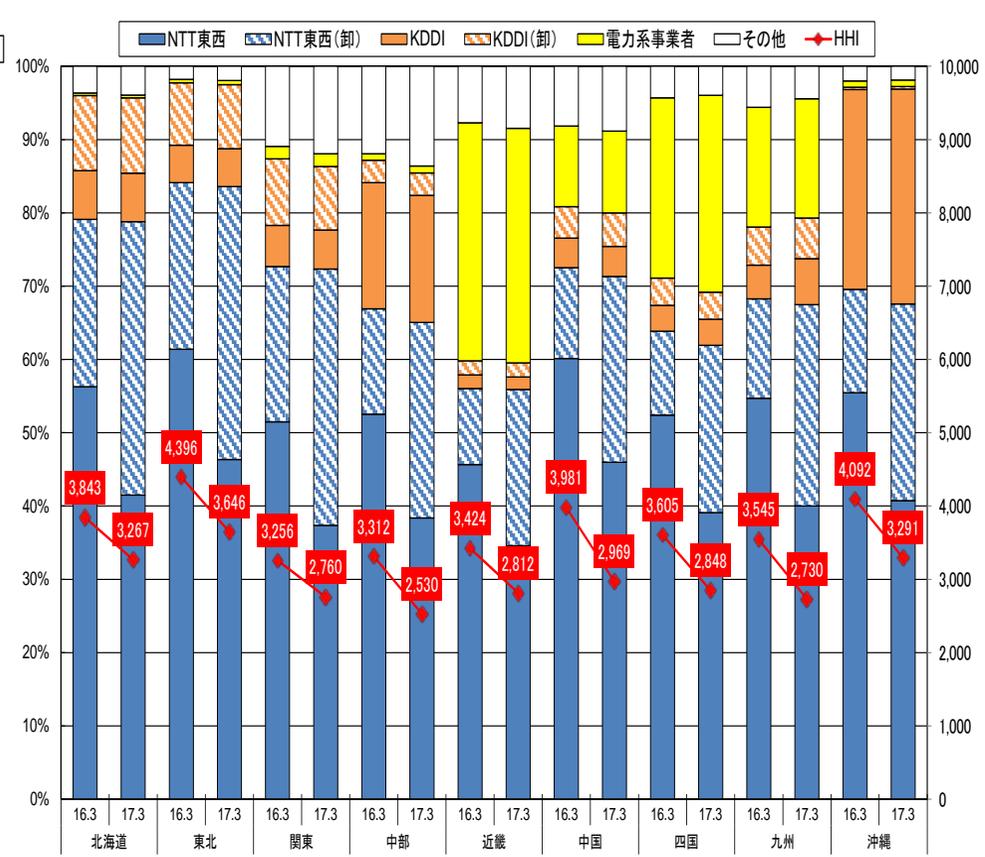
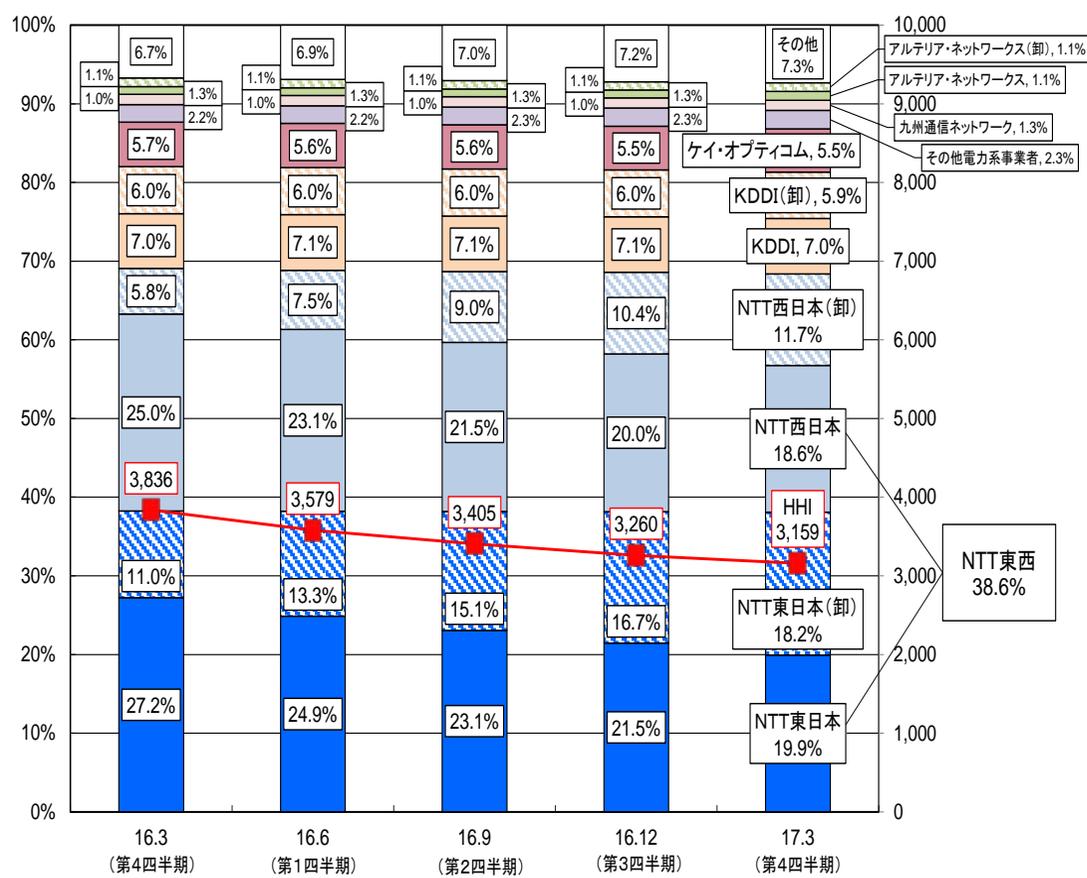
【固定系超高速ブロードバンド市場の事業者別シェア及び市場集中度の推移】



- FTTH市場の事業者別シェアを詳細にみると、NTT東西が減少傾向、MNO及びISPのシェアが増加傾向となっており、これにより、HHIが**3,159**(前期比▲101、前年度末比▲101)と**減少傾向**。
- 地域ブロック別では、NTT東西のサービス卸の増加に伴い、NTT東西のシェアが**全ての地域で減少し、5割を下回っている**。
- 他方、サービス卸の卸契約数も含めた**NTT東西のシェアは約7割を占め、地域ブロック別でも、最も高い東北で8割超、最も低い関西で過半を占めており、依然としてNTT東西のサービスが占める割合が高い**。

【FTTH市場(小売市場)の事業者別シェア及び市場集中度の推移】

【FTTH市場(小売市場)の事業者別シェア(都道府県別)】

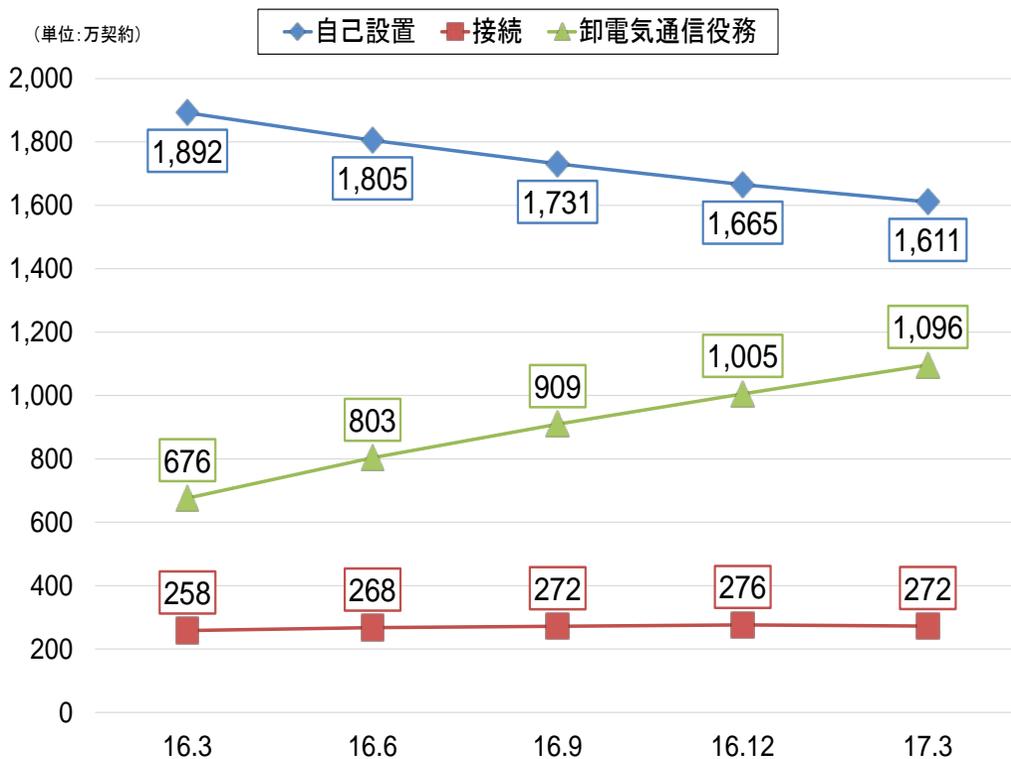


出所:電気通信事業報告規則に基づく報告

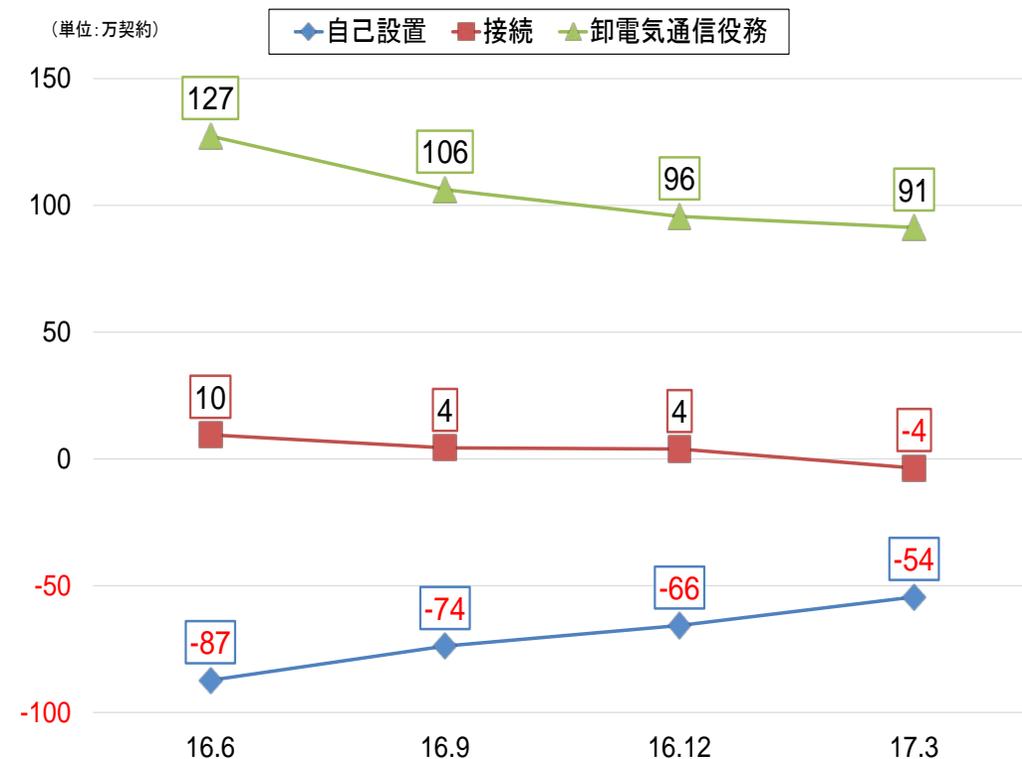
- 提供形態※別の契約数をみると、「自己設置」型が**1,611万**（前期比▲54万）と**減少傾向**、「接続」型が**272万**（前期比▲4万）と**横ばい**、「卸電気通信役務」型が**1,096万**（前期比+91万）と**増加傾向**。
- 「卸電気通信役務」型の契約数の増加により、「自己設置」型の契約数の減少が見込まれたが、「卸電気通信役務」型の契約数の純増ほど「自己設置」型の契約数は純減していない。

※「自己設置」：電気通信事業者が自ら設備を設置して、利用者にFTTHサービスを提供するもの。
 「接続」：電気通信事業者が接続料を支払って、他の電気通信事業者の加入光ファイバを利用し、利用者にFTTHサービスを提供するもの。
 「卸」：電気通信事業者が他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受け、利用者にFTTHサービスを提供するもの。

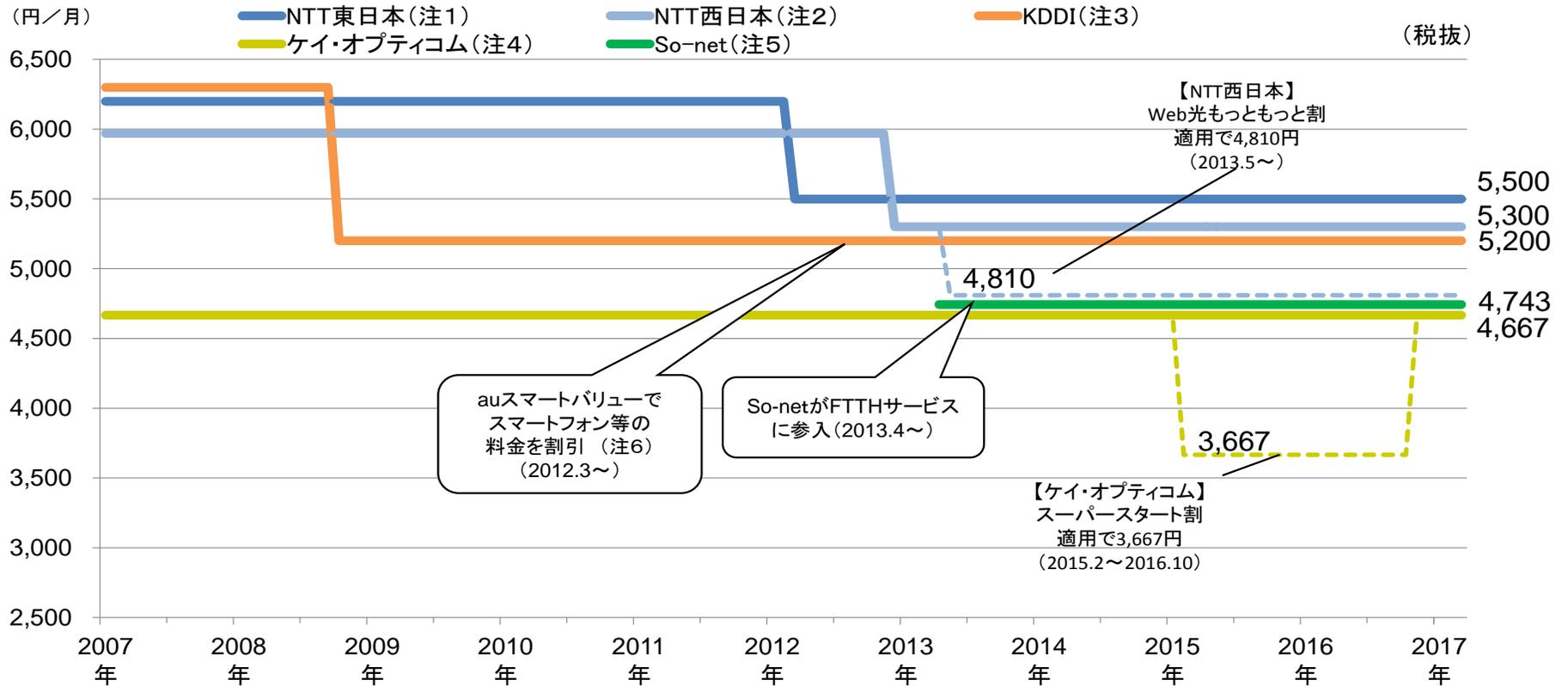
【FTTHの提供形態別の契約数の推移】



【FTTHの提供形態別の契約数の純増減数の推移】



● FTTHの月額料金は、近年はおおむね5,000円/月(戸建向けの場合)で推移しており、値下げの動きはみられない。



注1：【NTT東日本】ISP料金（ぶらら）、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。2008年3月まではBフレッツ・ハイパーファミリータイプ、2008年3月からフレッツ・光ネクストファミリータイプの料金（2012年3月からはにねん割適用料金）。

注2：【NTT西日本】ISP料金（ぶらら）、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。2005年2月まではBフレッツ・ファミリー100タイプ、2005年3月からはフレッツ・光プレミアムファミリータイプ、2008年3月からフレッツ・光ネクストファミリータイプの料金（2012年11月まではあっと割引適用料金、2012年12月からは光もともとと割適用料金）。

注3：【KDDI】ISP料金（au one net）、端末設備使用料、モデム使用料を含む。2006年12月までは東京電力のTEPCOひかり・ホームタイプ、2007年1月からKDDIのひかりone、2008年10月からはギガ得プラン（1年目）、2015年3月からはずっとギガ得プラン（1年目）の料金。

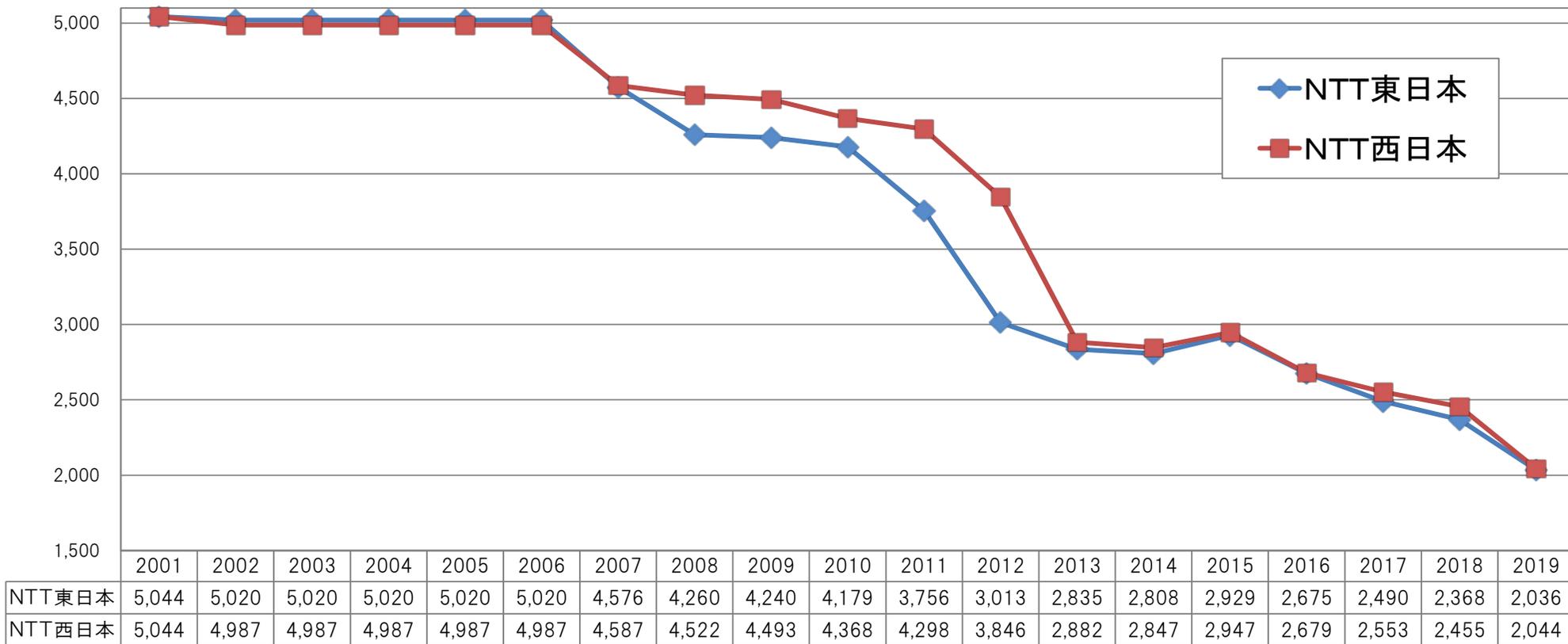
注4：【ケイ・オプティコム】ISP料金、回線終端装置使用料を含む。eo光ネット（ホームタイプ）100Mコース（2005年7月eoホームファイバーから改称）の料金（即割適用料金）。

注5：【So-net】ISP料金（so-net）、端末設備使用料、モデム使用料を含む。NURO光の料金（2年継続契約）。

注6：auスマートバリューは、一定の条件を満たすスマートフォン等について、条件により、1台あたり最大月額2,000円引き（最大2年間）。

● 2019年度のシェアードアクセス方式※に係る主端末回線の接続料は、NTT東日本においては2,036円、NTT西日本においては2,044円となっており、低廉化の傾向にある。

※ 加入光ファイバのうち主端末回線部分を最大8利用者で共用する方式



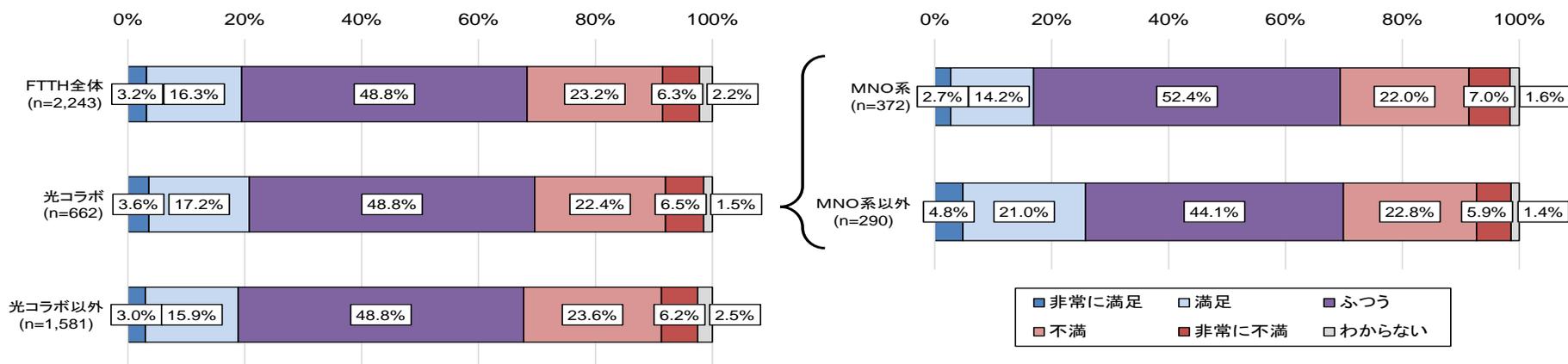
注1：本グラフはシェアードアクセス方式の主端末回線に係る接続料の推移を示したもの。

注2：接続料は、7年間(2001年度～2007年度)、3年間(2008年度～2010年度)、(2011年度～2013年度)、(2014年度～2016年度)又は4年間(2016年度～2019年度)を算定期間とする将来原価方式により算定。なお、2018年度及び2019年度の接続料は今後乖離額調整を予定。

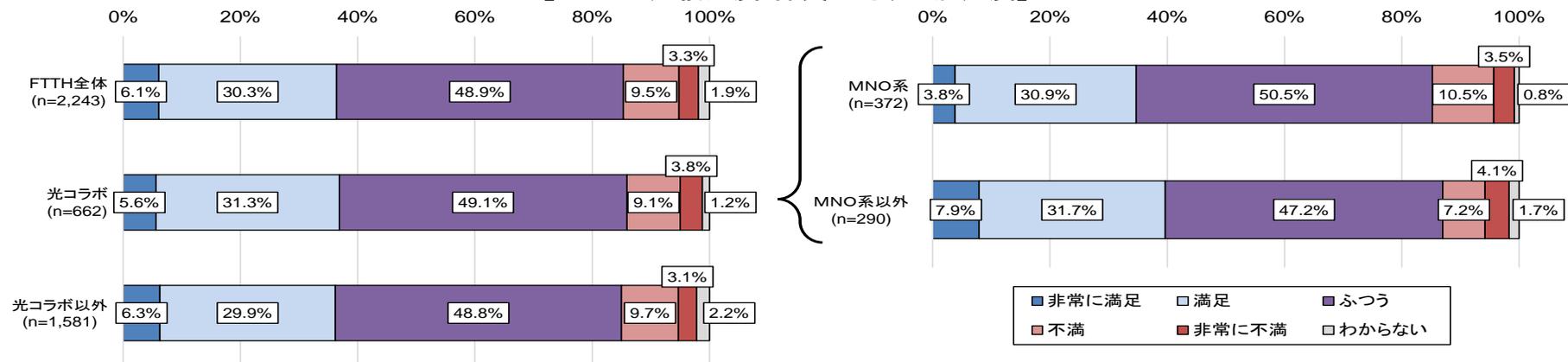
注3：上記接続料には、局外スプリッタ料金(2006年度までは将来原価方式、2007年度以降は実績原価方式で算定)を含み、分岐端末回線に係る接続料を含まない。

- FTTHの満足度をみると、料金については**光コラボ※、光コラボ以外**ともに「不満」「非常に不満」の合計（光コラボ:28.9%、光コラボ以外:29.8%）が「非常に満足」「満足」の合計（光コラボ系:20.8%、光コラボ以外18.9%）を上回っている。 ※ NTT東西のサービス卸を利用したFTTHアクセスサービス
- 一方、通信速度・品質については、**光コラボ、光コラボ以外**ともに「非常に満足」「満足」の合計（光コラボ:36.9%、光コラボ以外:36.2%）が「不満」「非常に不満」の合計（光コラボ:12.9%、光コラボ以外:12.8%）を上回っている。通信速度や品質に関して、不満を感じていない者の割合は8割を超えている。

【FTTHの料金に対する満足度】

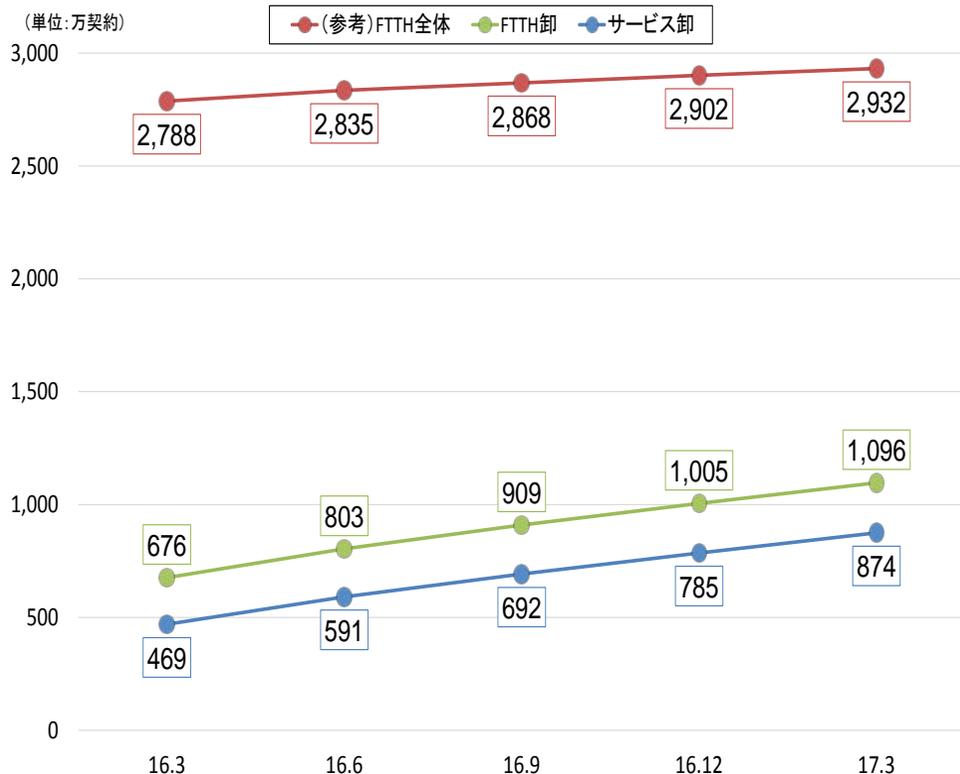


【FTTHの通信速度・品質に対する満足度】

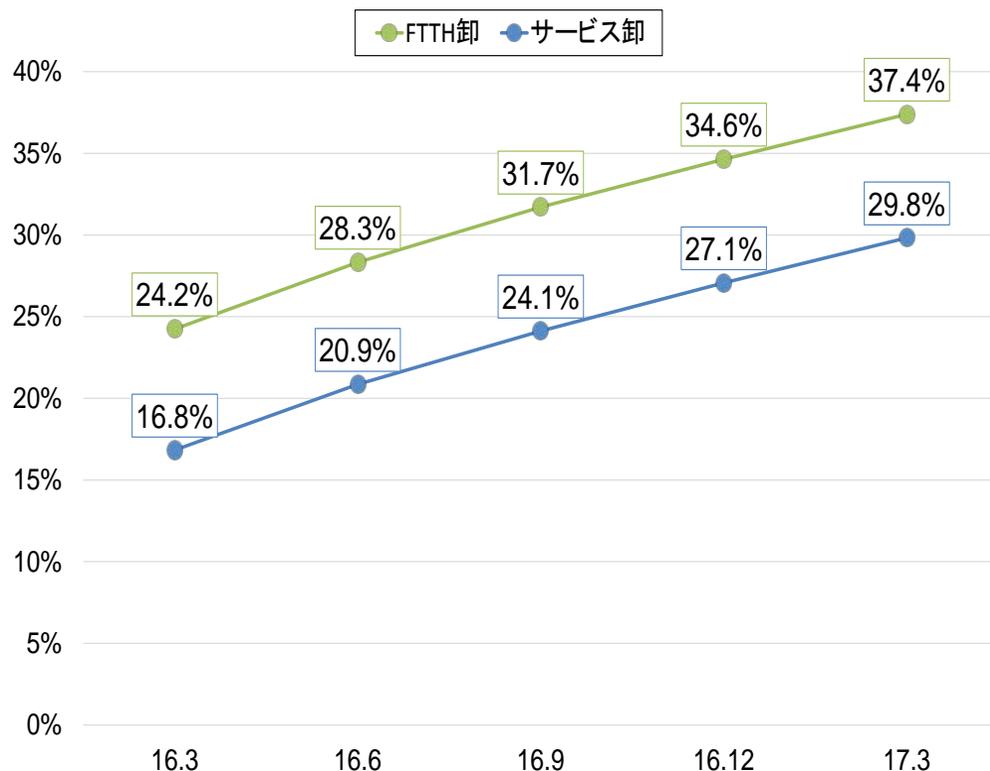


- FTTHの契約数のうち卸電気通信役務を利用して提供される契約数は**1,096万**(前期比+91万、前年度末比+420万)、そのうちサービス卸を利用して提供される契約数はNTT東西合計で**874万**(前期比+89万、前年度末比+405万)とともに**増加傾向**。
- これにより、FTTHの契約数全体における卸契約数の割合が**37.4%**(前期比+2.8ポイント前年度末比+13.1ポイント)、NTT東西のサービス卸の卸契約数の割合が**29.8%**(前期比+2.8ポイント、前年度末比+13.0ポイント)とともに**増加傾向**。

【FTTHの卸契約数等の推移】

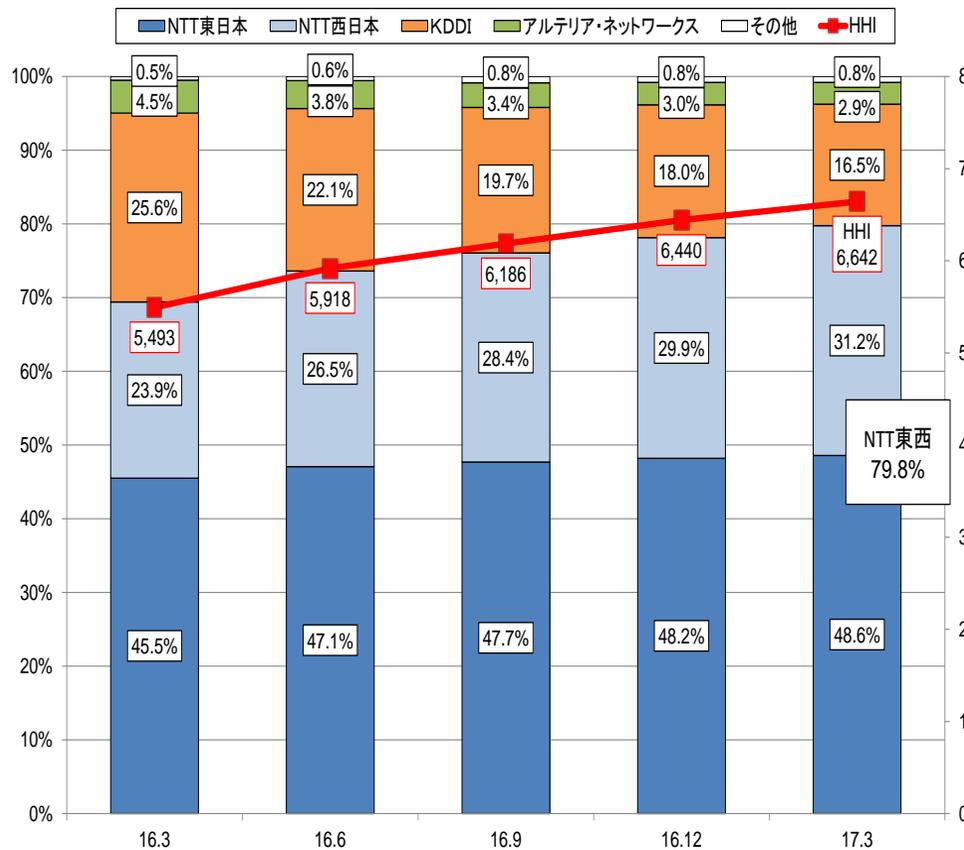


【FTTHの契約数における卸契約数等の割合の推移】

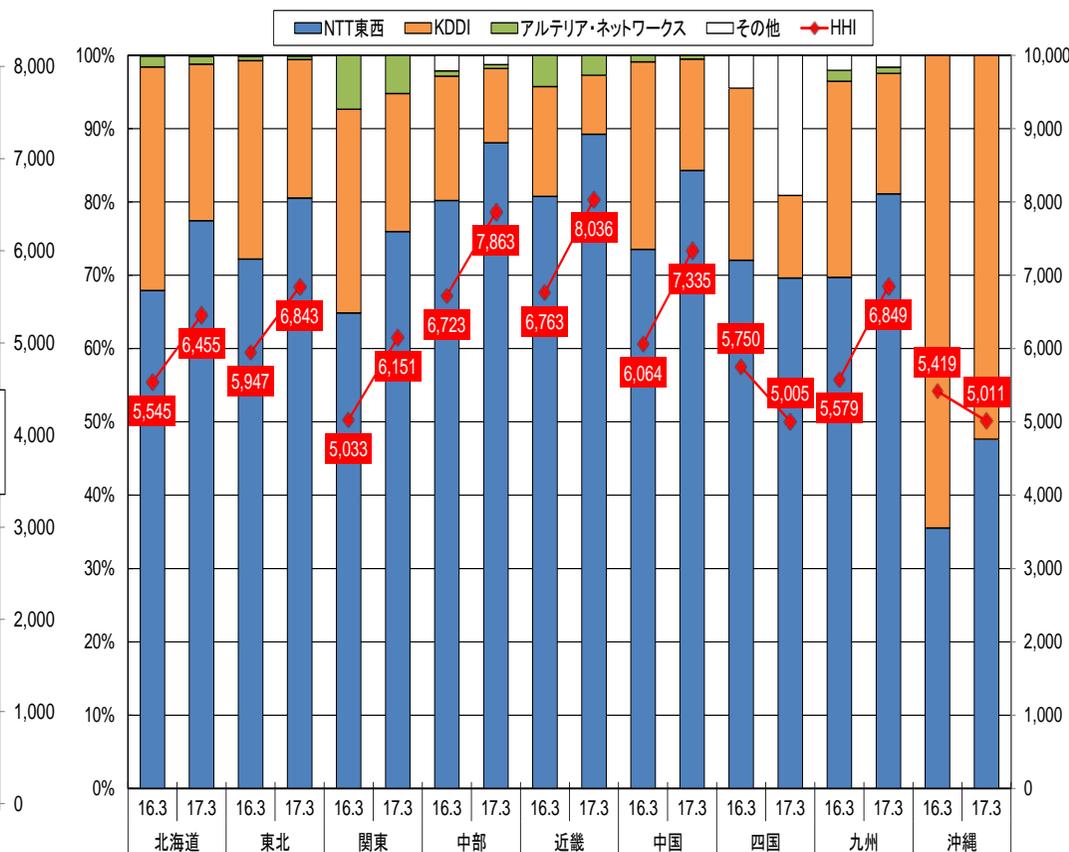


- FTTHの卸売市場のシェアは、NTT東西(サービス卸)が**79.8%**(前期比+1.6ポイント、前年度末比+10.4ポイント)と増加傾向。これに伴い、HHIも**6,642**(前期比+201、前年度末比+1,149)と増加傾向。
- 地域ブロック別で見ると、NTT東西のシェアが沖縄を除く全ての地域で6割超となっており、四国以外の地域でNTT東西のシェアが増加している。HHIは、最も高い地域は近畿で8,036、最も低い地域は四国で5,005。

【FTTH市場(卸売市場)の事業者別シェア及び市場集中度の推移】



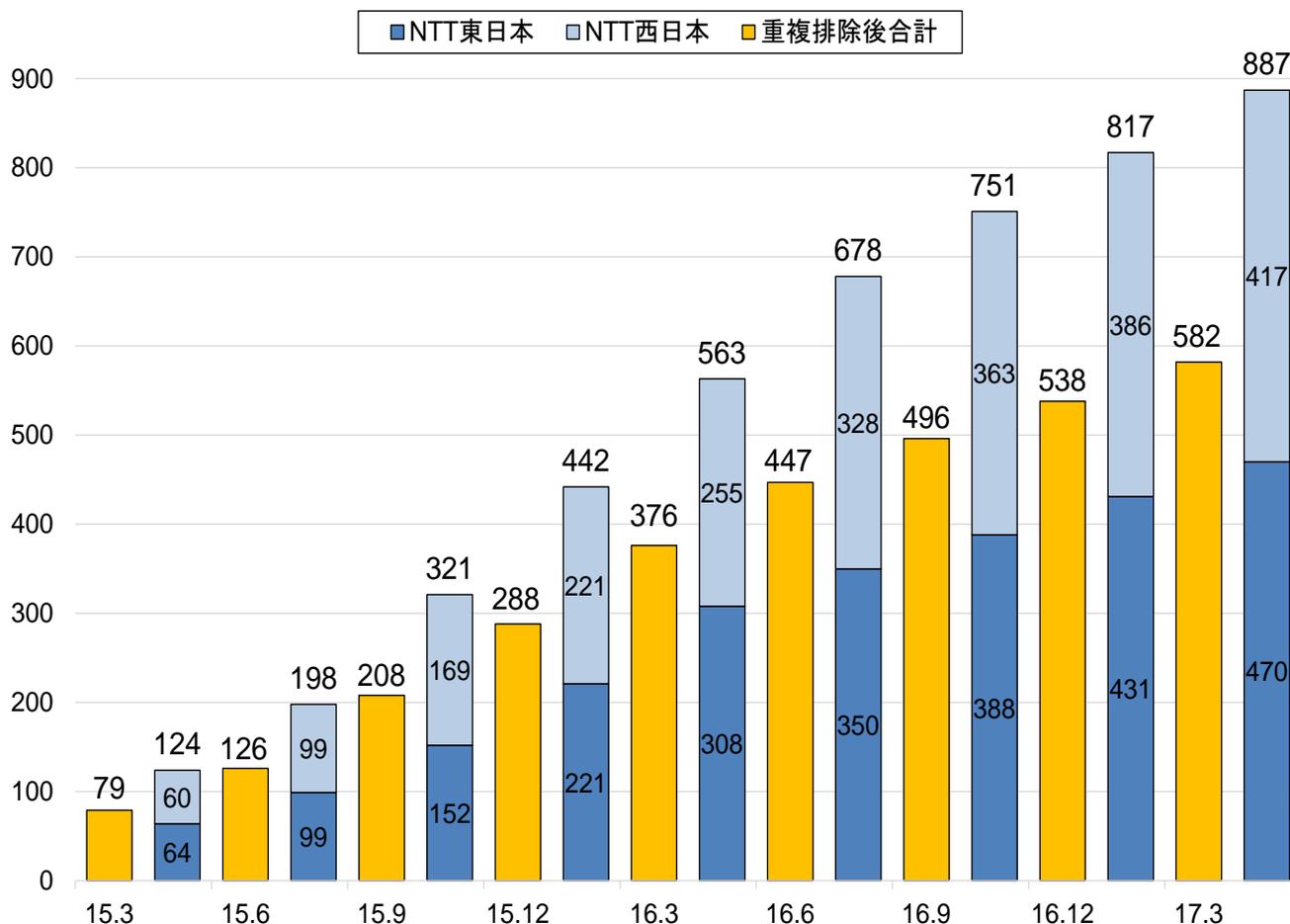
【FTTH市場(卸売市場)の事業者別シェア及び市場集中度の推移(地区ブロック別)】



注:設備を設置して提供する事業者及び接続により提供する事業者による 卸電気通信通信役務の提供に係る事業者別シェアであり、当該卸先事業者による再卸先事業者への再卸に係るものは含まない。

- サービス卸の卸先事業者数は**582者**(前期比+44者、前年度末比+206者)。
- サービス卸の開始以降、新たに電気通信事業に参入し電気通信事業法に基づく届出を行った事業者数は**244者**(前期比+32者、前年度末比+137者)。

※ 再卸先事業者は含まれない。



【事業者の分類】

● MNO	: 2者(前期比±0者)
● CATV事業者	: 70者(前期比+5者)
● ISP・MVNO事業者	: 408者(前期比+29者)
● その他事業者	: 102者(前期比+10者)
合計	: 582者(前期比+44者)

【新規事業者の分類】

✓ CATV事業者	: 1者(前期比±0者)
✓ ISP・MVNO事業者	: 179者(前期比+24者)
✓ その他事業者	: 64者(前期比+8者)
合計	: 244者(前期比+32者)

- サービス卸の開始以降、不動産、印刷・ITソリューション、生活協同組合、WEBマーケティング、医療・介護・高齢者支援、教育、歯科・医療機器販売、住宅用ガス機器販売、エネルギー事業、プロスポーツクラブ等、**様々な分野からの参入も進み、新たなサービスも提供され始めている。**

事業者等	サービス概要
旭化成ホームズ株式会社(不動産)	・自社顧客向けに「HEMS」(Home Energy Management System)による住宅内の家電制御や電気使用量等のエネルギー使用状況を把握ができる光回線サービスとして「ヘーベル光」を提供。(月額4,780円:ISP料金込み)
株式会社廣済堂 (印刷・ITソリューション、人材ソリューション)	・文化施設や商業施設のインバウンド対策を公衆無線LAN(Wi-Fi)整備等により支援するサービスの一環として「KOSAIDO光サービス」を提供。(月額5,500円:ISP料金込み)
コープ東北サンネット事業連合(生活協同組合) ※東北6県限定で展開	・迷惑電話防止システム端末の無償提供と組み合わせた光回線サービスとして「COOP光」を提供。(月額5,800円+ISP料金300円)
株式会社JACOM(マーケティング) ※提携先:認定NPO乳房健康研究会	・月額料金の一部をNPO等に寄付する寄付連動型の(日本初)光回線サービスとして「ピンクリボンひかり」を提供。(月額4,300円+ISP料金)
株式会社ローカル鉄道ドットコム (WEBマーケティング等企業支援)	・「行かなくても、乗らなくても、買わなくても」全国のローカル鉄道を支援することができる仕組みとして「ローカル線光GO」を提供。(月額6,000円:ISP料金込み、指名された鉄道会社に収益の一部を還元)
一般社団法人なのはなシニアサポート (高齢者支援)	・シニア向けに脳トレアプリ等の利用が可能なタブレット付の光回線サービスとして「なのはな光」を提供。(月額6,000円:ISP料金込み、タブレット代込み)
パーパス株式会社 (住宅用ガス機器・情報ソフトウェア等製造販売)	・ガス事業者向けに光回線サービスとして「パーパスひかり」を提供。HEMSコントローラー、コンテンツ配信、電気をバンドルし、ガス事業者による「ガス&エコジョーズ+通信+電力+コンテンツ」のカルテット販売を支援。
株式会社百戦錬磨 (ICTサービス開発・運営、民泊仲介事業)	・民泊施設オーナー向けに民泊利用者が使える光回線インターネットとして「ステイジャパン光」を提供。光回線、Wi-Fi環境、光電話のセットプランもあり。(月額5,400円+ISP料金)。
フィード株式会社(歯科・医療機器等販売)	・歯科医院向けに毎月2,000円のクーポンが付与される「フィード光」を提供。(月額5,980円+ISP料金)
株式会社ミツウロコ(エネルギー事業)	・エキサイト(ISP事業者)と業務提携し、電気・ガスの自社顧客を中心に電気・ガスとのセット割を提供する光回線サービスとして「ミツウロコ光」を提供(回線サービスのみ利用も可)。(月額4,300円+ISP(エキサイトの場合)料金700円)
株式会社みらい町内会 (メディカル・ケア・サービス、介護支援)	・見守りやホームセキュリティ等のサービスと組み合わせできる光回線サービスとして「みらいコラボ光」を提供
横浜マリノス株式会社(プロスポーツクラブ)	・プロサッカークラブ横浜F・マリノスの独自コンテンツ等の特典もある、プロスポーツ界初の光回線サービスとして「横浜F・マリノス光」を提供。(月額5,050円:ISP料金込み)

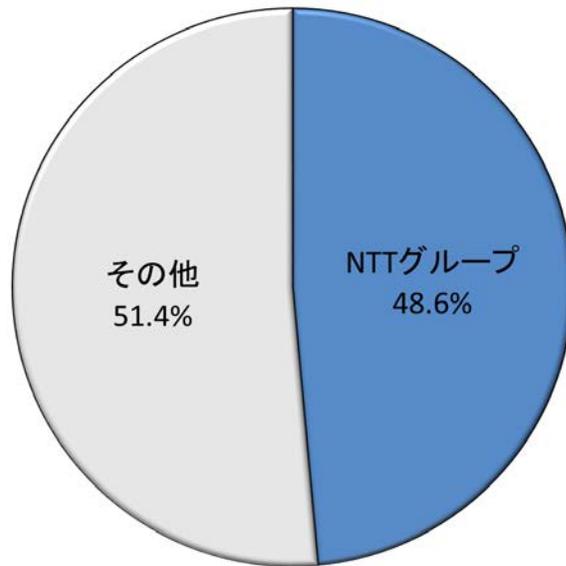
注1: サービス概要を公表している事業者について記載。

注2: 月額料金は特段の記載がなければ、「戸建て向け(最大速度1Gbps程度/無制限容量)・新規回線・割引適用なしの場合における料金を記載。

出所: 各社ウェブサイトを基に作成

- サービス卸契約数全体(874万)における**NTTグループ**(NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ及びNTTぷらら)の**卸契約数**(425万)の割合は**48.6%**(前期比+0.7ポイント、前年同期比+3.4ポイント)。**4割台後半で推移**。
- 事業者形態別では、**MNO**(NTTドコモ及びソフトバンク)の**卸契約数**(596万)が**68.2%**(前期比+1.3ポイント、前年同期比+6.5ポイント)、次いで**ISP**(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、TOKAIコミュニケーションズ、ソニーネットワークコミュニケーションズ等)の**卸契約数**(211万)が**24.1%**(前期比▲0.9ポイント、前年同期比▲6.4ポイント)。**MNOの比率が継続的に高まっている**。

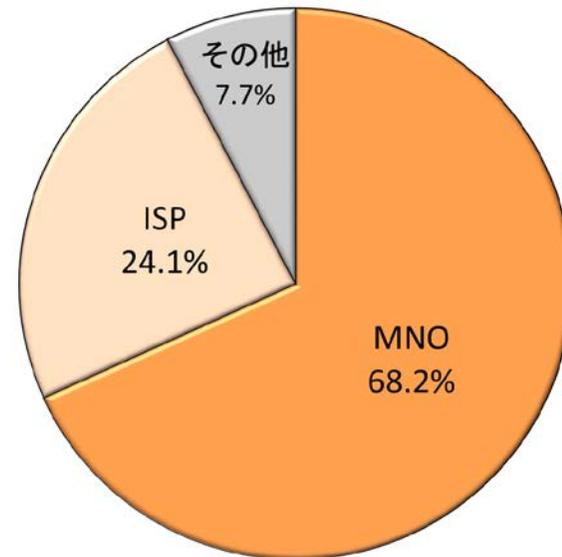
【NTTグループ】



(参考)NTTグループのシェアの推移

	2016.3	2016.6	2016.9	2016.12	2017.3
NTTグループ	45.2%	45.4%	47.0%	47.8%	48.6%

【事業者形態別】



(参考)MNO/ISPのシェアの推移

	2016.3	2016.6	2016.9	2016.12	2017.3
MNO	61.7%	64.1%	65.5%	66.9%	68.2%
ISP	30.5%	27.9%	26.5%	25.0%	24.1%

注:「その他」に分類される事業者においても「NTTグループ」又は「ISP」に該当する事業者は存在する。

2. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

- 重点事項を中心に、定期的・継続的にヒアリング等を実施し、法令やガイドライン等の遵守状況を確認。サービス提供に係る課題等についても聴取。

(1) 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

- NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に対し、「サービス卸ガイドライン」の対応状況等について確認。卸先事業者に対しては、サービス提供に当たっての課題等も聴取。

(確認項目) 競争阻害的な料金の設定等、各種の不当な差別的取扱い、卸先事業者に対する不当な規律・干渉、排他的な割引サービス、関係事業者と一体となって行う排他的な業務の有無 等

(2) 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

- MNO及びMVNOに対し、卸電気通信役務の提供状況や改正電気通信事業法及び「MVNOガイドライン」により充実が図られた接続制度への対応状況について確認。MVNOに対しては、サービス提供に当たっての課題も聴取。

(確認項目) 接続条件の内容等、他の電気通信事業者が接続を円滑に行うために必要な情報に係る要望状況及び対応状況、卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い 等

(3) 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認

- 第一種指定電気通信設備・第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者(NTT東西、NTTドコモ)に対し、禁止行為規制等の非対称規制に対する対応状況等について確認。

(確認項目) 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供、特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い等、製造業者等への不当な規律・干渉等の有無、業務委託子会社等に対する監督 等

(4) NTT東西に係る公正競争要件の確認

- NTT東西が提供する活用業務について、地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれているかについて確認。

電気通信事業法の改正

(平成28年5月21日施行)

- NTT東日本・西日本(以下「NTT東西」という。)が提供する**サービス卸**について、**事後届出制を導入**するとともに、**届出内容を総務大臣が整理・公表**する制度を整備。

(届出内容)

以下の者との契約について、卸電気通信役務の内容・料金等を届出

- ①NTT東西の特定関係法人(5万回線以上の卸先事業者)
- ②50万回線以上の卸先事業者
- ③移動通信事業者(MNO)

サービス卸ガイドライン※の策定

(平成27年2月27日策定、平成28年5月21日改定)

- サービス卸に関する**電気通信事業法の適用関係を明確化**し、同法上**問題となり得るNTT東西又は卸先事業者の行為を整理・類型化**して例示することにより、料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保、消費者保護の充実等を図るために策定。

(電気通信事業法上問題となり得る行為例)

- ・ 競争阻害的な料金の設定
- ・ 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い
- ・ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉
- ・ 契約前の説明義務の履行不十分 等

※ 「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」

- MVNOがMNO網に設備を接続する場合には、電気通信事業法上は「接続協定」か「卸契約」をMVNOが選択可能。
- 第二種指定電気通信設備設置事業者と「接続協定」を締結する場合、接続事業者は、総務大臣に届け出た接続約款に基づく接続料・接続条件で接続協定を締結することとなる。
- 「卸契約」を締結する場合、事業者間の個別協議により、料金・条件等を定めることが可能。
※第二種指定電気通信設備設置事業者は、一定規模以上(契約数50万回線以上等)の卸契約等を総務大臣に届出。
- MVNOが利用するデータ接続機能については、「卸契約」でも接続約款と同一の料金等の条件が提示されていることが多く、多くのMVNOが「卸契約」で当該機能を利用している。

接続協定 (第二種指定電気通信設備設置事業者との場合)

選択可能

卸契約

提供/接続に係る義務

- 提供すべき機能(接続機能)は総務省令で規定
- 接続応諾義務あり

- どのような役務を提供するかは事業者間協議で決定
- 提供義務なし(※1)
- 不当な差別的取扱いは業務改善命令の対象
支配的事業者(NTTドコモ)の場合、特定関係法人であつて総務大臣が指定した者に対する不当な優遇の禁止

料金・条件に係る義務

- 総務大臣に届け出た接続約款に基づき協定を締結することが必要
- 接続料は、適正原価に適正利潤を加えた額を超えない額とされている

- 事業者間協議により個別に契約を締結することが可能(※2)
- 不当な競争を引き起こすものであり、利用者の利益を阻害するときは業務改善命令の対象

紛争処理手続

- 総務大臣による協議再開命令や裁定、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁を利用することが可能

※1 ただし、認定電気通信事業者については、正当な理由がなければ、当該事業に係る役務提供を拒んではならない(電気通信事業法第121条)。

※2 ただし、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、卸役務の提供の業務について届出が必要(電気通信事業法第38条の2)。

市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制

- 電気通信事業法は、市場支配力の濫用の防止のため、市場支配力を有する電気通信事業者※を対象として、**他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれのある行為**を類型化し、**あらかじめ禁止**している。 ※ NTT東西及びNTTドコモ
- また、NTT東西に対しては、**特定関係事業者に比した不利な取扱いの防止、子会社等における反競争的行為の防止、接続関連情報の適正な管理**等の観点からの規律も課している。

【非対称規制の概要】

NTT東西	<ul style="list-style-type: none">① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供の禁止② 特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益供与の禁止③ 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉の禁止④ 特定の業務※¹において、特定関係事業者※²に比べて他の電気通信事業者を不利に取り扱うことの禁止⑤ 業務を委託する子会社等に対する必要かつ適切な監督⑥ 設備部門の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の実施状況を適正に管理するための体制の整備等(機能分離) <p>※¹ 接続に必要な設備の設置・保守、土地・建物等の利用又は情報の提供、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他の電気通信事業者からの業務の受託</p> <p>※² エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)を指定。なお、特定関係事業者の役員とNTT東西の役員の兼任は禁止されている。</p>
NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none">① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供の禁止② 指定された特定関係法人※³に対する不当に優先的な取扱い・利益供与 <p>※³ NTT東西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム(株)、(株)エヌ・ティ・ティエムイー、(株)NTTぷらら、(株)エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティメディアサブライ(株)</p>

共同ガイドライン

- 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(平成13年11月公正取引委員会・総務省策定。平成28年5月最終改定。以下「共同ガイドライン」という。)において、**非対称規制に関し、電気通信事業法上問題となる行為を例示**している。

NTT東西が遵守のために講じた措置等の報告

- NTT東西は、毎年、上記④～⑥の遵守のために講じた措置及びその実施状況を総務大臣に報告(「禁止行為規定遵守措置等報告書」)。総務省は同報告を確認するとともに、報告内容を公表している。

NTT東西の活用業務

- NTT東西は、「**地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内**」に限り、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術又は職員を活用した業務(以下「活用業務」という。)を営むことができる。
- **活用業務**を営むに当たっては、総務大臣への**事前届出**が必要。

活用業務ガイドライン

- NTT東西の活用業務に関し、「**地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内**」についての考え方を明確化するため、NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン(平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。)を策定。
- 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」については、ガイドラインに以下の7項目を示すとともに、総務省において、NTT東西が講ずることとしている措置が、**電気通信事業の公正な競争の確保のために支障を生じさせないために妥当なものであるか確認**を行っている。
 - ① ネットワークのオープン化
 - ② ネットワーク情報の開示
 - ③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保
 - ④ 営業面でのファイアーウォール
 - ⑤ 不当な内部相互補助の防止
 - ⑥ 関連事業者の公平な取扱い
 - ⑦ 実施状況等の報告

NTT東西が講ずることとした措置の実施状況等の報告

- NTT東西は、毎年、ガイドラインの項目①～⑥の実施状況を総務大臣に報告し、公表することとしている(活用業務実施状況報告書)。
- 総務省は、当該報告書により、同項目①～⑥の各措置が適切に講じられているか、確認している。

1. NTT東西に対する確認内容

- ① 改正電気通信事業法に基づく届出内容
- ② NTT東西が卸先事業者に対して設定する料金その他の提供条件
- ③ サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等

2. サービス卸の卸先事業者に対する確認内容

- ① サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況
- ② サービス提供に当たっての課題等

3. 確認結果

- NTT東西が卸先事業者に対して設定する料金その他の提供条件に関する公平性については、**卸先事業者間で料金その他の提供条件についての相違は確認されず**、また、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応の適正性等についても、**競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為は直ちに確認されなかった。**
- NTTドコモ及びソフトバンクを除く各卸先事業者における「競争阻害的な料金の設定等」への対応や支配的な電気通信事業者（NTTドコモ）における「排他的な割引サービス」及び「関係事業者と一体となって行う排他的な業務」への対応については、**サービス卸ガイドラインに規定する電気通信事業法上問題となり得る行為は直ちに確認されなかった。**
- 一方、**更なる確認・対応を要すると考えられる事項**が明らかになった。
 - (1) MNOが提供する携帯電話とFTTHのセット割引
 - (2) MNOが行う他社サービスの違約金等を負担するキャッシュバックサービス
 - (3) NTT東西のサービス卸の提供料金及びNTT西日本の利用者料金
 - (4) 利用者が事業者変更する際にIP電話番号の継続使用を可能とする手法を用いた営業活動

確認結果	対応方針
<p>(1) MNOが提供する携帯電話とFTTHのセット割引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MNO以外の事業者から、MNOが提供する携帯電話とFTTHのセット割引は割引額が大きく、同じ土俵で競争することは困難との指摘があった。 ・ この点、MNOが、自社の携帯電話の利用者に対し、FTTHのセット提供を行うに当たり、携帯電話料金又はセット料金の割引サービスを行っているが、当該セット割引の額を考慮した実質的なFTTHの料金をみると、適正なコストを下回り、他のFTTHの提供事業者を排除又は弱体化させる競争阻害的な料金設定となっている可能性がある。 <p>➤ MNOが提供している携帯電話とFTTHのセット割引の適用例</p> <p>NTTドコモ :ウルトラシェアパック100+ドコモ光(戸建て)の組合せで▲3,200円/月(1家族当たり)</p> <p>ソフトバンク :データ定額30GB+ソフトバンク光(戸建て)の組合せで▲2,000円/月(1回線当たり*)</p> <p style="text-align: right;">※ 1家族当たり最大10回線まで適用可</p>	<p>○MNOが提供している携帯電話とのセット割引については、サービス卸ガイドラインに規定する「競争阻害的な料金の設定等」に該当する可能性があることから、携帯電話とFTTH事業の収支の状況や割引額の設定方法等について、調査を行う。</p>
<p>(2) MNOが行う他社サービスの違約金等を負担するキャッシュバックサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MNOが実施する他社サービスからの乗り換えの際の違約金及び撤去工事費を還元するキャッシュバックサービスについて、自社サービスに乗り換える利用者に対し、他社サービスの解約により生じる違約金や撤去工事費をほぼ全額負担するようなサービスは、移動系通信サービスによる利益を原資として、MNOだからこそ実施できるものであり、MNO以外の事業者は、他社からの乗り換え費用を負担できる状況にはなく、追従できないとの指摘があった。 <p>➤ ヒアリング対象とした14社のうち、同様のキャッシュバックサービス*を行っている事業者は、ISP1社のみであった(他社ISPから乗り換える際の違約金負担)。</p> <p>※ 他社違約金の請求書等の送付を適用条件として、違約金、撤去工事費又はその両方に相当する額の一部又は全部を還元するキャッシュバックサービス。 還元額は、NTTドコモが最大3万円、ソフトバンクが最大10万円となっている(平成29年3月末時点、各社ウェブサイト情報)。</p>	<p>○違約金等を還元するキャッシュバックサービスについては、利用者がサービスを乗り換える際のスイッチングコストを低下させる側面もあり、また、必ずしも他社が対抗できない営業手法とは認められない*ことから、直ちに問題がある営業手法とまでは言うことができないと考えられる。</p> <p>※ MNO以外の卸先事業者においても、1,000円～40,000円程度のキャッシュバックサービス(事業者や時期(商戦期等)によって変動。ギフトカードやポイント等で提供する場合を含む。)を実施していることを確認。</p> <p>○しかしながら、過度なキャッシュバック等により、サービス卸ガイドラインに規定する「競争阻害的な料金の設定等」に該当する場合は、電気通信事業法上問題となり得ることから、引き続き、料金の適正性等が実質的に損なわれ、公正な競争環境が歪められていないか、注視していく。</p>

確認結果	対応方針・対応状況
<p>(3) NTT東西のサービス卸の提供料金及びNTT西日本の利用者料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西のサービス卸の提供料金(卸料金)が高いため、利益を確保して事業を運営することが難しいとの指摘があった。 ・ また、割引適用後のNTT西日本のFTTHの利用者料金(小売料金)が低いため、競争が困難との指摘が多数の事業者からあった。 <p>➤ NTT西日本が提供している割引サービスの例</p> <p>「光もつと²割」(平成24年12月提供開始) :5,400円の利用料金が利用期間に応じて割引かれ、利用期間が長期になるほど割引額が大きくなるサービス。8年目以降の利用料金は3,610円となる。</p> <p>「Web光もつと²割」(平成25年5月提供開始(期間限定割引)) :NTT西日本の公式Webサイトから申し込みをした利用者を対象に、利用開始当初から、5,400円の利用料金を「光もつと²割」における6年目の利用料金水準と同額の3,810円まで割引くサービス。</p>	<p>○NTT東西のサービス卸の提供料金(卸料金)については、サービス卸ガイドラインに規定する「利用者に対する料金よりも高い料金」とはなっていない。</p> <p>○しかしながら、NTT西日本が提供する割引サービスを適用した場合の利用者料金(小売料金)は、利用期間に応じて低廉となることから、卸料金の水準に鑑みて、特にNTT西日本からサービス卸の提供を受けてサービスを提供する事業者の事業運営に影響を及ぼしている可能性も考えられる。このため、NTT西日本における割引プランごとの契約状況や割引額の設定方法等について、調査を行う。</p>
<p>(4) 利用者が事業者変更する際にIP電話番号の継続利用を可能とする手法を用いた営業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部のMNOが、他の卸先事業者のサービスから自社サービスに移行しようとする利用者のIP電話番号の継続利用を可能とする手法^{*1}を用いた営業活動を行っているところ、当該手法は複雑な手続を経る必要があり、利用者に負担を生じさせているとの指摘や、利用者が他の卸先事業者のサービスに変更する際のIP電話^{*2}番号の継続利用が可能となることが望ましいとの指摘があった。 <p>^{*1} 現在、他の卸先事業者のサービスに変更する際のIP電話番号の継続利用は実現されていない(FTTH事業者を変更した場合には、新規契約となり、IP電話の電話番号や顧客IDは変更となる)が、FTTH事業者を変更する際に、利用者の電話番号がNTT東西の加入電話による発番である場合は、一旦、電話契約をNTT東西の加入電話に戻した上でFTTH事業者を変更することにより、現状では実現されていないIP電話番号の継続利用が可能となる。</p> <p>^{*2} 卸先事業者がNTT東西から卸電気通信役務の提供を受けてFTTHと併せて提供するひかり電話(光IP電話)</p>	<p>○左記の手法により自社サービスへの移行を促す営業活動については、FTTH事業者の変更を希望する利用者において、自分の電話番号を継続利用したいというニーズに応えるものであり、当該手法自体が直ちに問題となるものではないと考えられる。</p> <p>○しかしながら、卸先事業者が行う左記の手法は複雑な手続を経る必要があり、利用者に負担を生じさせるものであること、また、IP電話番号の継続利用が可能となることで利用者利便の向上並びに卸先事業者間の競争の促進に資することから、総務省は、平成29年6月20日、NTT東西も参加する業界団体の委員会等に対し、他の卸先事業者のサービスに変更する際のIP電話番号の継続利用の実現に向けた検討が行われるよう要請。総務省において、当該要請を受けた検討状況を注視していく。</p>

1. MNO及びMVNOに対する確認内容

- ① 接続条件の内容等
- ②-1 接続を円滑に行うために必要な約款記載事項
- ②-2 接続を円滑に行うために必要な情報の開示
- ③ 卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等
- ④ その他協議関係等

2. 確認結果

- MNO及びMVNOに対し、MNOの接続制度及び卸電気通信役務の提供状況等に関する書面調査及びヒアリング調査を行ったところ、**MVNOより課題が示された。**

<MVNOから挙げられた主な課題>

- 二種指定設備設置事業者が接続約款に記載しているSIMカードの貸与料に割高感がある。
この料金の算定方法が不明で、公正妥当性に疑問。
- 回線管理システム※1に関する契約条件が公表されておらず公正性が担保されない。
回線管理システムの料金の妥当性が不明。
- MNOでは利用可能であるテザリング※2について、MVNOでは、一部の端末において利用できない。
他方、MNOのグループ企業である一部のMVNOにおいては、利用可能となっている。

- MVNOより示された課題を踏まえ、必要な対応について検討を行った結果を受けた制度整備等の取組の概要は次頁のとおり。

※1 電気通信回線の登録及び変更並びにその他電気通信回線に関する情報の管理等を行うシステム。改正省令案(9月1日審議会答申)では、「役務利用管理システム」と記載。

※2 PC等にスマートフォンを接続して、携帯電話網経由で、外出先等でもPC等からのインターネット利用を可能とする機能。

- 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果を踏まえ、モバイル市場の公正競争環境の向上に必要な省令改正等を行う。

MVNOから挙げられた主な課題	対応の方向
接続料の算定根拠が不透明	接続料の算定根拠情報の開示を義務化
回線管理機能の料金の算定方法が不明で公正妥当性に疑問	回線管理機能（端末の認証等に係る機能）の料金の接続約款への記載を義務化するとともに、算定方法を定め、算定根拠の届出を義務化
SIMカード料金の算定方法が不明で公正妥当性に疑問	SIMカードの料金について、種類ごとの機能・料金の接続約款への記載を義務化するとともに、料金の算定方法を定め、算定根拠の届出を義務化／SIMカードの機能・料金の卸契約届出を義務化
回線管理システム※の契約条件が公表されておらず公正妥当性に疑問	役務の利用開始等を行う標準的な回線管理システムの機能と料金の接続約款への記載を義務化／回線管理システムの機能・料金の卸届出を義務化
SIMカードや回線管理システムへの機能追加に係る情報開示が不十分	SIMカード及び回線管理システムへの機能追加があった場合の追加機能の情報開示を義務化
網改造料（接続料の一種）の妥当性が疑問、接続約款に記載されず裁量が多い	網改造料の個別の算定方法の接続約款への記載を義務化／網改造料の見込み額の開示を義務化
工事費の工事当たりの支払額の予見性がない	頻度の高い工事について、工事当たりの単価の接続約款への記載が必要である旨を明確化
端末接続試験料金が非開示のことがある	端末接続試験の標準的な料金の開示を義務化
MNO網の障害情報の通知が不十分	MNO網の障害情報のMVNOへの通知責任の接続約款への記載を義務化
当年度精算の基準が不透明	当年度精算の在り方を検討
MNOによる端末設定によりMVNOで支障が発生、テザリングが使えない	MNOが改善に取り組まない場合、業務改善命令の対象となる場合があることを示し、今後の協議状況に応じ、考え方の明確化を検討
MNOが再卸に制限を設ける懸念	再卸制限がある場合に見直しが必要であることを示し、見直し状況を注視
MNOがグループ内優遇をしている懸念	卸契約において接続約款と同等の単価が設定されているが、料金等が不当な競争を引き起こすものとならないかを注視

9/1 審議会答申
 ※ 速やかに省令改正予定。

夏以降、検討開始

注視を継続

※ 電気通信回線の登録及び変更並びにその他電気通信回線に関する情報の管理等を行うシステム。改正省令案(9月1日審議会答申)では、「役務利用管理システム」と記載。

1. NTT東西に対する確認内容

- 禁止行為規定遵守措置等報告書による報告内容
- 共同ガイドラインを踏まえた対応状況

2. NTT東西に対する確認結果

- 総務省において、NTT東西からの禁止行為規定遵守措置等報告書及びNTT東西へのヒアリングによって、**非対称規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況を確認した結果、一定の措置が講じられていることを確認した。**
- 競争事業者からのヒアリングにおいても、**非対称規制に違反する行為が明確に行われているとの指摘はなかった。**
- 引き続き、NTT東西において、非対称規制の遵守のための措置が適切に講じられ、実施されているか注視していく。

※ 総務省は禁止行為規定遵守措置等報告書をウェブサイトで公表。 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/competition05_03.html

3. NTTドコモに対する確認内容

- 共同ガイドラインを踏まえた対応状況

4. NTTドコモに対する確認結果

- 総務省において、NTTドコモへのヒアリングによって、**非対称規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況を確認した結果、一定の措置が講じられていることを確認した。**
- MVNOからのヒアリングにおいても、接続情報の目的外利用・提供や、卸電気通信役務の提供に当たっての**不当に差別的な取扱いが明確に行われているとの指摘はなかった。**
- 引き続き、NTTドコモにおいて、非対称規制の遵守のための措置が適切に講じられ、実施されているか注視していく。

- NTT東西は、電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的措置を活用業務の届出書に記載。総務省は、**届出時点において、当該具体的措置によって、電気通信事業の公正な競争の確保に直ちに支障が生じないことを確認。**
- また、総務省において、活用業務実施状況報告書^{※1}及びNTT東西へのヒアリングによって、**NTT東西が講ずることとした措置の実施状況を確認した結果、不十分と認められる点は直ちに確認されなかった。**
- 更に、競争事業者からのヒアリングにおいて、**NTT東西が講ずることとした措置が明確に実施されていないとの指摘はなかった。**
- なお、ガイドラインにおいては、届出後の社会的経済的事項の変化により、届出書において講ずることとした措置のみでは公正な競争の確保のために十分でないと思われる場合には、所要の措置を講ずるとされているところであり、**引き続き、活用業務に関する環境の変化を踏まえた上で、公正な競争を確保するために十分な措置がとられているか注視していく^{※2}。**

※1 NTT東西は、活用業務実施状況報告書をウェブサイトで公表。なお、同報告書では、NTT東西が講ずることとした措置の実施状況のほか、活用業務の収支状況や契約数等も報告されている。

※2 特に、NGNについては、「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申(平成29年3月28日情報通信審議会)において、PSTNからIP網への移行に伴い、NGNの重要性・基幹的役割が今後一層強まると考えられるとの認識のもと、NGNの接続ルールの整備等が求められており、同答申を受けた検討状況も踏まえながら、公正な競争の確保のために十分な措置がとられているか注視していく必要がある。

3. 電気通信市場の検証

- 電気通信市場の分析、電気通信事業者の業務の適正性等の確認の結果を踏まえ、公正競争環境及び利用者利便の観点から検証。電気通信市場・利用者への影響の観点から重要となる課題等を整理。



平成28年度年次計画に示した検証の観点

公正競争環境に関する検証の観点

利用者利便に関する検証の観点

固定系通信

- ① 「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間で公正競争が確保され、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか。
- ② 医療・教育分野や製造業・農業・サービス業等の様々な分野・産業においてFTTHアクセスサービスの利用が促進されているか。

- ① 新サービスの創出等により、利用者のサービス選択の幅が拡大され、利用者の満足度が向上しているか。
- ② FTTHアクセスサービスを提供する事業者が増加することで競争が進み、FTTHアクセスサービスの料金水準の低廉化が促進されているか。
- ③ FTTHアクセスサービスの選択において、利用者がニーズに応じた合理的な選択ができているか。

移動系通信

- ① MNO間、MNOとMVNOとの間及びMVNO間の公正競争が確保され、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか。
- ② MNO間で料金・サービスを中心とした競争が進展しているか。

- ① ライトユーザ向けの料金プランや期間拘束・自動更新付契約の見直し等により、利用者利便の向上・利用者の満足度の向上につながっているか。
- ② MVNOやMVNEの普及・活発な事業展開により、利用者のサービス選択の幅が拡大しているか。
- ③ SIMロック解除の進展等により、利用者が事業者変更・サービス変更をする際のスイッチングコストが低廉化しているか。

公正競争環境に関する検証の観点(再掲)

- ① 「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間で公正競争が確保され、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか。
- ② 医療・教育分野や製造業・農業・サービス業等の様々な分野・産業においてFTTHアクセスサービスの利用が促進されているか。

公正競争環境に関する検証の結果

- 「卸電気通信役務」型の契約数の純増ほど「自己設置」型の契約数は純減していない。
- サービス卸を契機として、様々な分野から「卸電気通信役務」型の参入が増加。FTTHの小売市場の競争が進展しているものの、サービス卸におけるNTTドコモ及びソフトバンク並びにISPのシェアが9割超となっており、現時点で、様々な分野・産業においてFTTHの利用が促進されているとはいえない。
- また、NTT西日本におけるサービス卸の提供料金とFTTHの利用者料金の水準及びMNOが提供している携帯電話とFTTHのセット割引については、卸先事業者から問題である旨の指摘があったことなどから、調査を行う。
- 現時点でFTTHの小売市場への新規参入の増加による競争の進展が利用者料金の低廉化に反映されるまでには至っておらず、FTTHの利用者料金に値下げの動きはみられない。
- サービス卸の卸契約数のシェアが約8割と高く、NTT東西の卸料金の値下げインセンティブが働いていないことが要因の一つと考えられる。
- FTTHの卸売市場におけるシェアや卸料金の水準等について、引き続き注視していく必要がある。

利用者利便に関する検証の観点(再掲)

- ① 新サービスの創出等により、利用者のサービス選択の幅が拡大され、利用者の満足度が向上しているか。
- ② FTTHアクセスサービスを提供する事業者が増加することで競争が進み、FTTHアクセスサービスの料金水準の低廉化が促進されているか。
- ③ FTTHアクセスサービスの選択において、利用者がニーズに応じた合理的な選択ができているか。

利用者利便に関する検証の結果

- FTTHの利用者料金の満足度では、不満を感じる者の割合が満足と感じる者の割合を上回っている。アンケート結果からも、キャッシュバックを抑制し通信料金の低廉化やサービスの拡充に反映することにより、満足度の向上が期待される。
- サービス卸を契機として、「卸電気通信役務」型の参入は進んでいるが、「自己設置」型・「接続」型の参入は進展していない。今後、平成31年度までの接続料の低廉化傾向を踏まえ、「接続」型による事業者の参入動向について注視する必要がある。
- サービス卸の卸先事業者から「NTT東西の卸料金が高いため、利益を確保して事業を運営することが困難」との指摘があり、卸先事業者において利用者料金の低廉化は困難と考えられる。FTTHの利用率向上と利用者料金の低廉化の観点からは、NTT東西の卸料金が公正な競争環境の中で適正な水準であることが重要と考えられる。
- サービス卸ガイドラインに規定する「消費者保護の充実等の観点から望ましい行為」への対応状況については、一定の取組が行われていることが確認されたものの、卸先事業者が提供するFTTHに関する苦情相談件数は依然として高い水準。
- 利用者の合理的な選択が阻害されている場合があり、自らのニーズに合致したサービス・事業者を合理的に選択することが十分にできているとまではいえない。

今後取組むべき課題等

- 現状、FTTHの卸売市場においては、NTT東西が設定するサービス卸の卸料金に対する値下げインセンティブが働かず、当該卸料金の低廉化が期待できない状況である。
- 電気通信事業法第38条の2に基づき、NTT東西が総務省に届出した卸料金は、サービス卸ガイドラインに規定する適正なコストを下回る料金設定とはなっていないこと、また、利用者に対する料金よりも高い料金設定とはなっていないことを確認しているものの、今後、当該卸料金の水準の適正性を精緻に検証していくためには、総務省においてその検証の在り方について検討を進めることが重要である。
- また、NTT東西のサービス卸の提供開始以来、NTT東西及び各卸先事業者において消費者保護の観点から一定の取り組みが行われているものの、苦情相談件数が依然として高い水準であること踏まえ、引き続き各社の取組みを注視していく必要がある。

公正競争環境に関する検証の観点(再掲)

- ① MNO間、MNOとMVNOとの間及びMVNO間の公正競争が確保され、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか。
- ② MNO間で料金・サービスを中心とした競争が進展しているか。

公正競争環境に関する検証の結果

- **MVNOサービスの認知度・利用率等が上昇**。2015年6月末期以降(2016年9月末期を除く)におけるMVNOサービスの純増数は、MNOの純増数を上回っており、**移動系通信市場においてはMVNOも含めた競争が進展**。
- 一方、MNO及びMVNOにヒアリング調査等を行った結果、**接続料の算定、接続を円滑に行うために必要な約款記載事項、卸電気通信役務に係る契約条件等**についての課題が確認された。
- 接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保し、**移動電気通信市場における公正競争環境を向上させるための制度整備について、平成29年9月1日に情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会より答申**。
※ 速やかに省令改正予定。
- MNOの料金プランは横並びであるが、ライトユーザ向けプランの導入や、大容量データ通信プランの提供開始など、**料金・サービスの多様化、低廉化が一定程度進展**。
- MVNOにおいても、**大容量データ通信プラン、音声定額制プランの導入・拡大により多様化が進展**。
- 今後も更なる料金・サービスの多様化、低廉化を促していく必要がある。

利用者利便に関する検証の観点(再掲)

- ① ライトユーザ向けの料金プランや期間拘束・自動更新付契約の見直し等により、利用者利便の向上・利用者の満足度の向上につながっているか。
- ② MVNOやMVNEの普及・活発な事業展開により、利用者のサービス選択の幅が拡大しているか。
- ③ SIMロック解除の進展等により、利用者が事業者変更・サービス変更をする際のスイッチングコストが低廉化しているか。

利用者利便に関する検証の結果

- **利用者料金の満足度では、MNOは約半数の利用者が不満を感じているのに対し、MVNOは7割超が満足。MVNO利用者の通信速度・品質面の満足度は、MNOやサブブランドよりも高い。**
- **MNOのライトユーザ向けプラン等の新プランについては、一定程度普及が進んでいるものの、利用者が契約の内容を十分に理解しないままサービスを利用している可能性が高い。また、MVNOについてはサービス内容が十分に浸透していない。**
- **料金・サービスの多様化は進展しているものの、幅広い利用者が納得感をもって自らのニーズに応じたサービスを合理的に選択しているとまではいえない状況。**
- **特にSIMカード型を提供するMVNO間の競争が進展。プランの多様化により、利用者のサービス選択の幅が拡大。**
- **2016年度に発売された端末のほぼ全てがSIMロック解除可能な端末及びSIMフリー端末となっていること等からも、SIMロックに起因するスイッチングコストは低下しているといえる。また、SIMロック解除が可能となるまでの期間の短縮などが順次実施されており、スイッチングコストの更なる低下が期待できる。**

今後取組むべき課題等

- MVNOを含めた競争の加速などを通じ、幅広い利用者にとって**納得感のある料金・サービス**を実現し、利用者が、**より多様で、より低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じたサービスを合理的に選択できる環境**となるよう、引き続き**公正競争環境の確保及び利用者利便の向上**に取り組む必要がある。
- また、MVNOを含めた市場の競争の促進には、一部のMNOであるMVNOやMNOのサブブランドによる事業展開も寄与していると考えられる一方、**サブブランドについては契約数など詳細な動向を把握できていないことに鑑み、今後、競争状況をより適切に分析するために、その動向の把握に努める必要がある。**

電気通信市場の分析に関する実施方針

- 重点事項を踏まえ、以下の諸点について重点的に分析。

(1)固定系通信	<ul style="list-style-type: none"> ① FTTHアクセスサービスの小売市場における提供形態別(自己設置・接続・卸電気通信役務)の競争状況 ② FTTHアクセスサービスの卸電気通信役務を活用した新サービスの提供実態 ③ FTTHアクセスサービスの卸売市場における競争状況 ④ NTT東西のサービス卸をはじめとする卸電気通信役務の提供実態 等
(2)移動系通信	<ul style="list-style-type: none"> ① MVNOをはじめとする移動系通信の小売市場における競争状況 (MNOが展開するサブブランドについて、契約数などの詳細な動向の把握に努め、より適切に分析を行う。) ② MVNOサービス(SIMカード型、モジュール型等)の提供実態 ③ 移動系通信の卸売市場における競争状況(MNO間の競争、MNOと再卸を行うMVNOとの間の競争) ④ MVNEサービスの提供実態(MVNOとMVNE間の連携等) 等
(3)グループ化の動向	<ul style="list-style-type: none"> ① グループ化・寡占化の動向 ② 事業者間連携によるサービス提供の実態 ③ グループごとの競争状況 等

電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

- 重点事項を中心にヒアリング等を実施し、電気通信事業者の業務の状況等を確認。サービス提供に係る課題等についても聴取。

(1)固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成28年度に引き続き、NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に対し、サービス卸ガイドラインに規定する「競争阻害的な料金設定等」「消費者保護の充実等の観点から望ましい行為」等への対応状況等について確認(卸先事業者に対しては、サービス提供に当たっての課題等も聴取)。 ② 平成28年度の業務の状況等の確認結果を踏まえ、「NTT西日本のサービス卸の提供料金とFTTHの利用者料金の水準」「MNOが提供しているFTTHと移動系通信サービスのセット割引」について詳細を確認。
(2)移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ① 今後、BWA設備が第二種指定電気通信設備の指定対象となる可能性を念頭に、電波利用の連携によるサービスについて、現状やMVNOの要望等について確認。 ② 平成28年度の業務の状況等の確認結果を踏まえ行った、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保するための制度整備を受けた対応状況及び事業者の取組を注視するとした事項の取組状況について確認。
(3)グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一種指定設備事業者・二種指定設備事業者及びそれらの特定関係法人である電気通信事業者における、グループ内外の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いの有無について確認。

電気通信事業分野における市場検証(平成28年度)年次レポート(案)及び 電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(平成29年度)(案)に対する意見募集結果

- 「電気通信事業分野における市場検証(平成28年度)年次レポート(案)」及び「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(平成29年度)(案)」について、平成29年7月5日(水)から同年8月3日(木)までの間、意見募集を実施。
- その結果、年次レポート(案)については**14者**、年次計画(案)については**13者**から意見の提出があった。
- 寄せられた意見に対する考え方と併せて、年次レポート及び年次計画の成案を平成29年8月29日に公表。

意見提出者の状況

■ 年次レポート (個人:2名 法人:12社)

意見提出者
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ
株式会社STNet
株式会社ケイ・オプティコム
東日本電信電話株式会社
UQコミュニケーションズ株式会社
楽天株式会社
西日本電信電話株式会社
株式会社NTTドコモ
日本電信電話株式会社
ソフトバンク株式会社
KDDI株式会社
株式会社ミクシィ
個人2名

■ 年次計画 (法人:13社)

意見提出者
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ
一般社団法人テレコムサービス協会
株式会社STNet
株式会社ケイ・オプティコム
東日本電信電話株式会社
UQコミュニケーションズ株式会社
楽天株式会社
西日本電信電話株式会社
株式会社NTTドコモ
日本電信電話株式会社
ソフトバンク株式会社
株式会社ジュピターテレコム
KDDI株式会社

① 総論

- 従来通りの細分化した市場の分析・検証だけでは、多面的・多層的な市場構造を的確に捉えて評価することはできない。市場全体を俯瞰した分析・検証を実施すべき。(NTT、NTT東西、NTTドコモ)

⇒【考え方】分析・検証を行うに当たり、需要の代替性を踏まえ市場画定を実施。その上で、隣接市場間における相互の影響についても分析を実施。変化の激しい電気通信市場の動向を適切に分析するため、引き続き、電気通信市場検証会議から助言を得ながら、分析手法を充実させていく。

② 固定系通信関係

- レポート案において、「NTT東西のサービス卸を契機として、様々な分野・産業においてFTTHの利用が促進されているとは言い難い」とあるが、サービス卸の開始以降、様々な業種のプレイヤーとの光コラボレーションを推進し、裾野は着実に拡大している。(NTT、NTT東西)

⇒【考え方】レポート案において「様々な分野からの参入が進み、新たなサービスも提供され始めている」等記載している。引き続き、新サービスの提供実態や様々な事業者との連携を通じてFTTHの利用促進につながっているか等について分析・検証を行う。

- FTTH市場の一部に過ぎない卸売市場でのシェアの高さのみをもって「NTT東西に卸料金の値下げインセンティブが働いていない」と記載することは不適當。(NTT、NTT東西)

⇒【考え方】FTTHの卸売市場において、NTT東西のシェアが約8割であること、他の自己設置事業者又は接続事業者が積極的に卸を行っておらず、NTT東西と他事業者の競争が活発に行われている状況にないことをもって「卸料金の値下げインセンティブが働きにくい」等記載している。

- NTTドコモとソフトバンクの携帯電話とFTTHのセット割引について詳細調査を行うという方針に賛同。(電力系事業者等)

- NTT西日本の卸料金水準と利用者料金水準の関係について詳細調査を行うという方針に賛同。(ソフトバンク等)

③ 移動系通信関係

- 今後、MNOのサブブランドの詳細な動向把握に努めていくという方針に賛同。(MVNO等)

- NTTコミュニケーションやインターネットイニシアティブもNTTグループの「サブブランド」として扱い分析すべき。(KDDI、ソフトバンク等)

⇒【考え方】平成28年度においては、同一グループ内のMNO同士を一MNOグループとして扱い、また、MNOグループが展開するブランドの一部をサブブランドとして扱った。MNOでないNTTコミュニケーションズやインターネットイニシアティブの扱いについては、平成29年度におけるグループごとの競争状況の分析を行う際に考慮。